

# 新潟市新型インフルエンザ対策 業務継続計画

平成 22 年 9 月

新潟市

# 目 次

## 第 1 部 業務継続計画総論

### 第 1 章 業務継続計画の基本的な考え方

1	策定の趣旨	2
2	対象機関	2
3	想定事態	3
4	業務継続の基本的な考え方	4
5	行動計画の各段階の概要	5
6	体制移行の判断等	6
7	体制移行後の各所属の対応	6
8	業務継続計画の柔軟な運用	6
9	訓練等の実施	7
10	計画の見直し等	7

### 第 2 章 通常業務の選定

1	通常業務の優先度区分	8
2	優先度等の判断の視点	8

### 第 3 章 発生時の業務継続性の確保

1	体制の整備	10
2	環境の整備	11
3	職員等の安否確認	11
4	発症者への対応	12

### 第 4 章 発生段階別の対応

1	前段階（未発生期）	13
2	第一段階（海外発生期）	15
3	第二段階（国内発生早期）	15
4	第三段階（感染拡大期～まん延期～回復期）	16
5	第四段階（小康期）	16

## 第2部 業務継続計画各論（業務選定表）

### 地域魅力創造部

政策調整課・政策監グループ	20
東京事務所	21

### 市民生活部

市民総務課	22
消費生活センター	23
パスポートセンター兼古町行政サービスセンター	24
コミュニティ支援課	25
男女共同参画課	26
広報課	27
広聴課	28
危機管理防災課	29

### 文化観光・スポーツ部

文化政策課	30
新潟市美術館・新津美術館	31
歴史文化課	32
スポーツ振興課	33
観光政策課	34

### 環境部

環境政策課	35
環境対策課	36
廃棄物政策課	37
廃棄物対策課	38
廃棄物施設課	40

### 福祉部

福祉総務課	41
こども未来課	43
児童相談所（身体障がい者更生相談所，知的障がい者更生相談所）	45
保育課	46
障がい福祉課	47
幼児ことばとこころの相談センター	49
ひしのみ園	50
明生園	51
めいせいデイサポートセンター	52
こころの健康センター	53
高齢介護課	54
大山台高齢者福祉センター	55
保険年金課	56

### 保健衛生部

食育・健康づくり推進課（食の安全推進室）	57
----------------------	----

保健所	
健康衛生課	58
保健管理課	60
食品・環境衛生課	62
食肉衛生検査所	63
衛生環境研究所	64
経済・国際部	
産業政策課	65
商業振興課	66
雇用対策課	67
国際課	68
企業立地・ポートセールス課	69
農林水産部	
農業政策課	70
食と花の推進課	71
農村・都市交流施設整備課	72
農村整備課	73
水産林務課	74
中央卸売市場	75
園芸センター	76
都市政策部	
都市計画課	77
市街地整備課	78
都市交通政策課	79
港湾空港課	80
新潟駅周辺整備事務所	
総務課	81
整備課	82
建築部	
住環境政策課	83
建築行政課	85
公共建築第1課	86
公共建築第2課	87
土木部	
土木総務課	88
道路計画課	89
公園水辺課	90
技術管理課	91
東・西地域土木事務所	
維持管理課	92
建設課	93

下水道部	
経営企画課	94
下水道計画課	95
東西地域下水道事務所	
普及推進課	96
建設課	97
下水道管理センター	
維持管理課	98
施設管理課	99
総務部	
総務課	100
行政経営課	101
法制課	102
I T 推進課	103
人事課	104
職員課	105
財務部	
財務課	106
財産管理運用課	107
用地総務課	108
用地対策課	109
契約課	110
税制課	111
資産税課	112
納税課	113
工事検査センター	114
秘書課	115
区役所（標準例）	
地域グループ	116
区民生活グループ	120
健康福祉グループ	122
保護グループ	125
税務グループ	127
産業振興グループ	129
建設グループ	132
下水道グループ	134
総務グループ	137
会計管理者	
会計課	140
議会事務局	
総務課	141
議事課	142

調査課	143
選挙管理委員会事務局	144
人事委員会事務局	145
監査委員会事務局	146
農業委員会事務局	147
教育委員会事務局	
教育総務課	149
学務課	150
施設課	151
保健給食課	152
学校給食センター	153
生涯学習課	154
教職員課	155
総合教育センター	156
学校支援課	157
教育相談センター・特別支援教育サポートセンター	158
各教育事務所	159
地域と学校ふれあい推進課	161
生涯学習センター・公民館	162
図書館	163
市民病院	164

# 第 1 部 業務継続計画総論

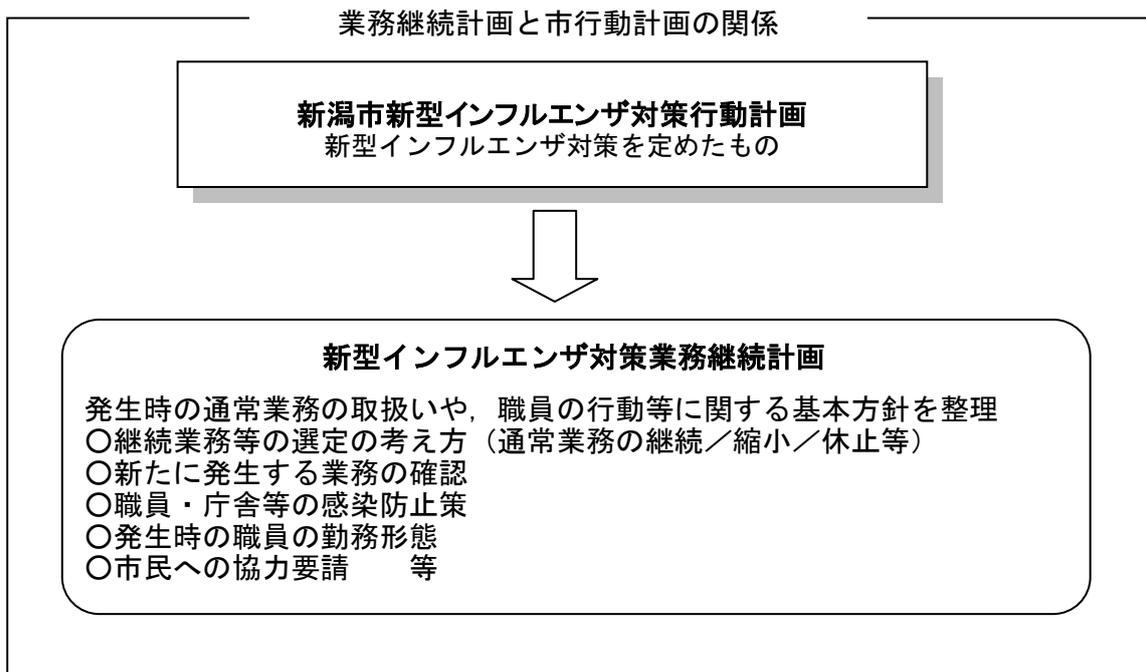
## 第1章 業務継続計画の基本的な考え方

### 1 策定の趣旨

「新潟市新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）は、次の2点を主たる目的として新型インフルエンザ対策を講じることとしている。

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。
2. 社会・経済を破綻に至らせない。

「新潟市新型インフルエンザ対策業務継続計画」（以下「業務継続計画」という。）は、新型インフルエンザ発生時において、限られた職員で、市民生活の維持に必要な不可欠な業務を維持するとともに、発生直後に迅速かつ的確な新型インフルエンザ対応を実施することができるよう、市の業務継続に関する基本的な考え方及び必要な体制の整備についてあらかじめ定めるものである。



### 2 対象機関

この業務継続計画の対象となる機関は、市長部局、会計管理者、市民病院、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び農業委員会事務局とする。

### 3 想定事態

#### (1) 被害想定

市行動計画では、新型インフルエンザ発生時の流行規模等を下記のとおり想定している。

患者数の推計は、米国疾病予防管理センター（CDC）により示された推計モデル（FluAid2.0 著者Meltzer ら、2000年7月）を用いて、新潟市の基礎となるデータを当てはめて行ったものである。

国及び県の「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、市人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合に医療機関を受診する患者数は、入院・外来を合わせて約11万人と推計されている。

入院患者数及び死亡者数については、この推計値である約11万人を基に、過去に世界で流行したインフルエンザのうち、スペインインフルエンザ並み（致死率2%）として推計した。この結果、市人口の25%が罹患し、流行が8週間続くという仮定の下では、1日当たりの最大入院患者数（流行発生から5週目）は、約630人となっており、延べ死亡者数は約740人と推定されている。

社会・経済的な影響は、流行のピークが異なることから地域差や業態による差があるものの、全国的に、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定されるとともに、不要不急の事業の休止、物資の不足、物流の停滞等が予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性があると考えられている。また、学校等の臨時休業、集会の休止、外出の自粛等社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品等や生活関連物資が不足するおそれもあり、あらゆる場面で様々な影響が出ることが予想される。

○市人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定（流行が8週間続くと想定）

	医療機関受診者数	外来患者数	入院者数	死亡者数
新潟市	109,954人	106,367人	2,850人	737人

#### (2) 想定する新型インフルエンザの毒性等

発生する新型インフルエンザは、高病原性鳥インフルエンザ（A/H5N1）またはこれと同程度の毒性のものと想定する。

#### (3) 流行期間

海外で新型インフルエンザが発生し、その後2～4週間で国内発生し、その後、首都圏での患者発生から流行が約2ヵ月間続くことを想定する。

#### (4) 感染経路

空気感染の可能性は否定できないが、可能性を裏付ける科学的根拠はないため、飛沫感染と接触感染を感染経路と想定することとする。また、ウイルスは細菌とは異なり、口腔内の粘膜や結膜を通じて生体内に入り、生物の細胞内でのみ増殖することができるもので、環境中（机、ドアノブ、スイッチ等）では、状況によってことなるが、数分から長くても数十時間内に感染力を失うと考えられている。

#### (5) 出勤可能な職員の想定

新型インフルエンザ流行時には、職員の出勤率は最大6割に減少すると想定する。感染した職員は、長期間出勤できなくなり、感染した恐れのある職員も10日間程度は健康観察等のため出勤できなくなる。

### 4 業務継続の基本的な考え方

新型インフルエンザ発生時においては、職員の感染や行動制限等により、出勤可能な職員数が制約されることが予想されているが、このような状況下においても、休止・中断することにより市民生活や企業活動等に支障を与える市の通常業務（以下「継続業務」という。）は、従事する職員の感染防止対策等に万全を期した上で継続する必要がある。同時に、新たに発生する新型インフルエンザ対応業務（以下「新たに発生する業務」という。）も実施しなければならない。

このため、新型インフルエンザ発生時における市としての業務継続を図るため、所属長は、以下の考え方に基づいて必要な措置を講じる。

#### (1) 通常業務の縮小・休止等

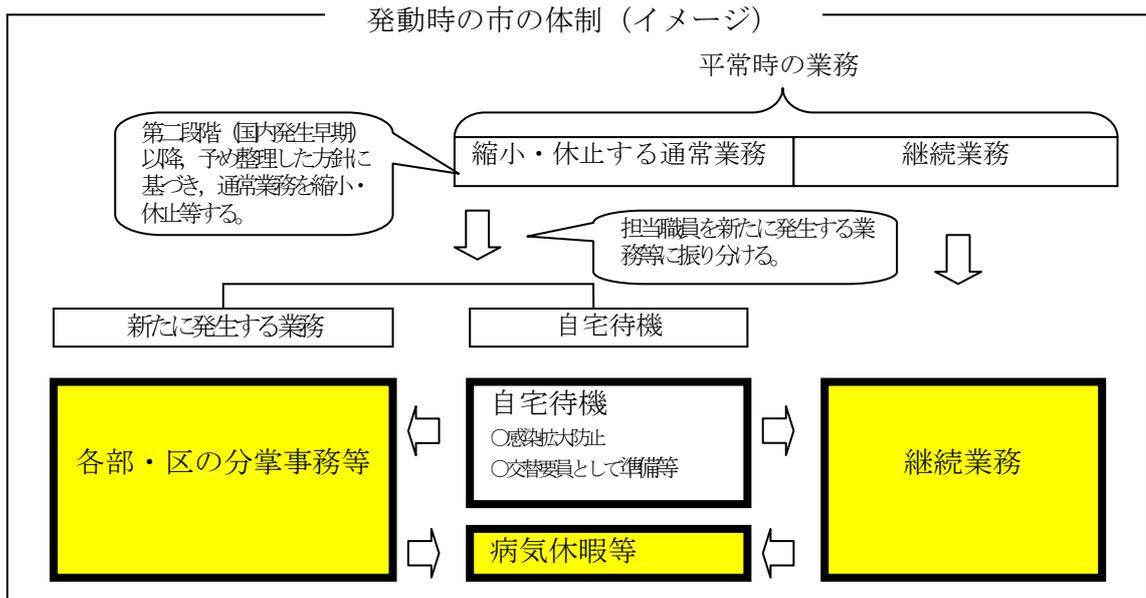
市民生活に最低限必要な行政サービスを提供しつつ、新たに発生する業務に万全を期するため、休止等による影響を考慮した上で通常業務を可能な限り縮小・休止する。

また、継続する業務についても、感染防止対策の観点から、業務の実施方法や従事する職員の勤務形態等を適宜見直す。

#### (2) 人員等の業務継続体制の整備

発生時に出勤が困難となる可能性の高い職員や業務の継続に支障を来すおそれのある事項をあらかじめ整理し、その代替措置を講じる。

また、縮小・休止した業務の担当職員を必要に応じて職務命令による自宅待機とし、接触機会の減少等により感染拡大防止を図るとともに、発生後に継続業務及び新たに発生する業務に従事している職員が感染した場合の交代要員とする。



### (3) 感染防止対策の実施

職場内における感染予防・まん延防止対策として、庁舎（各種施設、学校等を含む。以下同様）への入庁制限、感染防護具の準備、職員等の健康状態の確認等を実施する（具体的な感染防止策・感染防護具の例を参考1・2に示す）。

また、職員自ら感染源とならないよう、職員に対し新型インフルエンザに関する基本情報や日常生活における行動の留意事項等を提供する。

## 5 行動計画の各段階の概要

市行動計画の各段階の概要は次のとおりである。

※以下、市行動計画より

発生段階	状態
前段階 未発生期	新型インフルエンザが発生していない状態
第一段階 海外発生期	海外で新型インフルエンザが発生した状態
第二段階 国内発生早期	国内で新型インフルエンザが発生した状態
第三段階	患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態
感染拡大期	入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
まん延期	入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
回復期	感染のピークを越えたと判断できる状態
第四段階	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

## 6 体制移行の判断等

### (1) 判断権者

業務継続計画に基づく前記4の体制への移行（以下「体制移行」という。）は、新潟市感染症対策本部長（市長）（以下「本部長」という。）が決定する。

※新潟市は、国が第一段階（海外発生期）に至ったことを決定した段階で、市行動計画に基づき新潟市感染症対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置する。

### (2) 体制移行の時期

原則として、国が第二段階（国内発生早期）に至ったことを決定した段階で市の体制移行を実施する。

なお、所属長は、前段階（未発生期）で必要な体制整備を行うとともに、第一段階（海外発生期）移行後は警戒体制を強化し、体制移行に備える。

### (3) 体制移行の周知

市対策本部を設置した場合には、各種媒体を通じて市民に広く周知し、第二段階（国内発生早期）以降に実施する市の体制移行（一部業務の縮小・休止）について理解を求めるとともに、市民・企業に来庁の自粛、やむを得ず来庁する場合のマスクの着用等について協力を求める。

## 7 体制移行後の各所属の対応

所属長は、新たに発生する業務に速やかに着手するとともに、業務継続計画に基づき、通常業務の縮小・休止、あるいは、取り扱いの変更等を行う。また、業務の継続に当たっては、十分な換気及びマスク等の着用を徹底するなど、感染防止対策に万全を期する。

## 8 業務継続計画の柔軟な運用

業務継続計画は、近年東南アジアを中心に流行している高病原性鳥インフルエンザ（A/H5N1）またはこれと同程度の毒性のインフルエンザが変異した新型インフルエンザの発生による被害規模を想定している。

しかし、新型インフルエンザのウイルスの感染力、毒性等は多様であることから、すべての新型インフルエンザに、業務継続計画をそのまま適用し、イベント・集会の休止等を実施することは、社会的・経済的な混乱を招くほか、市民生活にも多大な影響を及ぼすことが予想される。

新型インフルエンザの発生時には、市対策本部が、政府の対処方針や専門家の意見などを踏まえつつ、新型インフルエンザの特性や感染の広がり等を総合的に判断し、柔軟に運用するものとする。

## 9 教育・訓練の実施

新型インフルエンザ発生時に、全ての職員が的確に行動するためには、新型インフルエンザに関する基礎知識や感染防止対策の内容、業務継続の重要性等を正しく理解しておくことが不可欠である。

このため、市は各所属等を通じて職員に対する教育・普及啓発を行うとともに、職員自ら積極的に情報収集し、必要な対策を講じる。

また、新型インフルエンザの発生に備えた訓練を実施し、業務継続計画やマニュアル、その他対応方法等の実効性を確認する。

## 10 計画の見直し等

新型インフルエンザについては、そのウィルスの感染力、毒性等は多様であり、不確定要素が多く、発生時の状況についても流動的な点が多いことから、常に最新情報の収集に努め、新たな知見や国や市の行動計画等の見直しが公表された場合には、業務継続計画やマニュアル、その他対応方法等も必要に応じて見直しを行う。

また、訓練等を通じて対策の課題等を洗い出し、是正すべきところを見直すなど継続的な改善を行い、市としての業務継続力の向上を図る。

## 第2章 通常業務の選定

所属長は、新型インフルエンザ流行期間（約2カ月間）に、所管する通常業務を休止することによる影響や中断が許容される期間等を考慮し、次に示す「通常業務の優先区分」と「優先度等の判断の視点」を参考に業務の取り扱い（継続・縮小・休止等）や継続する業務の実施レベルを検討する。

### 1 通常業務の優先度区分

区分	内容
優先度1	新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務 ○ 市民の生命・財産等に著しい影響があるため休止・中断が困難な業務 例：福祉施設の機能や社会秩序の維持、道路等の維持管理、危機管理 等 ○ 市の意思決定や、継続業務・新たに発生する業務の実施に必要な内部管理業務 例：連絡調整業務、庁舎の維持管理、市ホームページ・市内LAN等の維持 等
優先度2	新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務 ○ 流行中も業務を休止できないが、優先度1に該当せず、通常の業務内容を縮小（取り扱いを変更）する業務 例：各種窓口業務、支払事務、各種相談業務 等
優先度3	新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務 ○ 流行の終息後（2カ月間程度）に先送りすることが可能な業務 例：企画、調査、政策立案、地域振興等の付加価値業務 等 ○ 感染拡大防止等の観点から、積極的な休止等が望ましい業務 例：集会や研修、イベント等不特定多数の人が同時に集まる機会を提供する業務等

※上記の優先度の区分は、流行の状況、発生時の行政ニーズ等に応じて柔軟に判断する。

### 2 優先度等の判断の視点

通常業務の優先度及び継続する業務の実施レベル等の判断に当たっては、次の(1)～(5)の視点を考慮する。

#### (1) 休止等による社会的影響の有無

- ア 市民の生命・安全の保持に支障があるか。
- イ 市民に対し、甘受できない不利益・不公平が発生するか。
- ウ 財産の保全、社会機能等の最低限の継続に支障があるか。

#### (2) 市の他の業務への影響の有無

休止・中断により、市の行政機能や対策本部等の業務に支障があるか。

### **(3) 法令上の処理期限等の有無**

法令上の処理期限や業務の実施サイクルの義務付け等があるか。

- ※ 現時点で、国は新型インフルエンザの発生に伴う新たな法的整備を予定していないため、許認可や支払事務など法令等で処理期限等が定められている業務については、法令遵守を前提として検討する。

### **(4) 通常の業務実施体制の継続の要否**

業務の性格上、発生前とほぼ同様の体制を維持する必要があるか。

- ※ 各種監視業務や公共施設の維持管理、危機管理対応など、新型インフルエンザ発生前とほぼ同様の勤務体制（場合によっては24時間勤務等）が必要な業務か、許認可事務や支払事務のように、時差出勤や交代制勤務など業務の実施方法の変更が可能な業務か等の視点も考慮する。

### **(5) その他**

ア 新型インフルエンザ流行期間（約2カ月間）業務を休止しても、その後の対応が可能か。

イ 感染拡大防止の観点から、積極的な休止等が望ましい業務であるか。

### 第3章 発生時の業務継続性の確保

新型インフルエンザ発生時に重要業務を確実に実施するため、所属長は、必要な人員等の確保について検討するなど、業務継続に必要な体制を整備する。

また、職場内での感染防止対策など、業務継続に必要な環境を整備する。

#### 1 体制の整備

##### (1) 人員等の確認

###### ア 必要人員等の把握

継続業務等の実施に必要な人員数や職種等を把握する。

###### イ 出勤困難職員の特定

第二段階（国内発生早期）以降は、本人の感染以外の理由により出勤が困難になる職員が多数発生するおそれがあることから、あらかじめ当該職員を特定するなど所属の想定登庁率を把握する。

【出勤が困難となる可能性のある職員の例】

- ・共働き世帯職員（学校・保育園等の休校等による対応）
- ・要介護世帯職員（福祉サービスの縮小等による対応）
- ・その他社会・経済活動の停滞や家庭の事情により、出勤が困難となる可能性のある職員

###### ウ 応援体制の検討

上記ア及びイの検討の結果、所属内で必要人員が確保できないと予想される場合は、原則として同一部・区内での職員の応援体制を検討することとするが、調整が困難な場合は、人事課と協議し、他部・区による応援体制を検討することとする。特に特殊な条件・資格等を必要とする専門性の高い業務に留意する。

##### (2) 業務継続性の確保に向けた取り組み

###### ア 業務の代替性の確保

新たに発生する業務や継続業務の担当職員が出勤困難となった場合に備え、業務内容の共有化やマニュアルの整備、代替要員への引継等を適宜行い、発生時に担当職員以外の職員が円滑に継続業務を実施できるよう準備する。

###### イ 受託業者の業務継続体制の確認

継続業務の実施が庁外の業者等に委託されている場合は、受託業者が発生時においても当該業務を継続することが可能な体制を整備しているか確認する。継続できない場合はその対応策を、可能である場合でも、何らかの理由により継続が困難になった場合の対応策も併せて検討する。

### (3) 業務の実施方法の変更

継続業務についても、感染予防・まん延防止対策の観点から、業務の実施方法や取り扱いの変更等を検討する。

#### 【実施方法の変更の例】

- ・ 申請書や届出等の受付を郵送や窓口を縮小して対応
- ・ 対面による相談業務を電話等に変更
- ・ その他会議、打ち合せ等を中止し電話・FAX等を活用等

### (4) 勤務形態の変更

通勤時や職場内における職員の感染リスクを低減させるため、所属長は所属職員に対し、勤務形態の変更の措置を検討する。

## 2 環境の整備

### (1) 所属の取り組み

所属長は、職員のマスク等の装着の徹底や、執務室の配置の見直し（机の間隔を空ける等）、十分な換気などの感染防止対策を実施する（具体的な感染防止策の例を参考1に示す）。

### (2) 職員個人の取り組み

個々の職員は、自ら身を守ることの重要性を自覚し、新型インフルエンザに対する正しい理解に努め、日頃から感染防止対策等に留意する。

### (3) 職員の健康管理

職員課、各区総務課、教育総務課など職員の健康管理を事務所管している課（以下「職員課等」という。）は、職員に対し、新型インフルエンザ対策に関する情報提供や知識の啓発を行う。

なお、防疫業務や感染者への対応など新型インフルエンザ対応業務に従事する職員の感染防止対策に関しては、当該業務を所管する所属長が保健所等に必要に応じて助言を求め、対策を講じる。

### (4) 庁舎管理

庁舎管理者※は、庁舎内での感染拡大・まん延防止を図るため、庁舎への入庁制限や一般開放スペースの閉鎖等の措置を講じる。

※新たに発生する業務や継続業務等を実施する上で必要となる庁舎（本庁や区役所、出張所等）を管理する者。

## 3 職員等の安否確認

体制移行後、職員は、出勤前に、本人及び同居している家族等の健康状態を確認し、

(出勤前の体温測定, 咳, 全身倦怠感等の症状の有無等), 新型インフルエンザにかかっていると疑われる場合は, 速やかに所属長に報告する。

#### **4 発症者への対応**

##### **(1) 発症した場合の対応**

職員が新型インフルエンザ患者であることが判明した場合, 所属長は部主管課を通じて職員課等に報告する。また, 所属長は施設管理者及び保健所保健管理課等と適宜協議し, 咳, くしゃみ等の飛沫及び吐物が付着したと想定される箇所を消毒する。

##### **(2) 出勤の停止等**

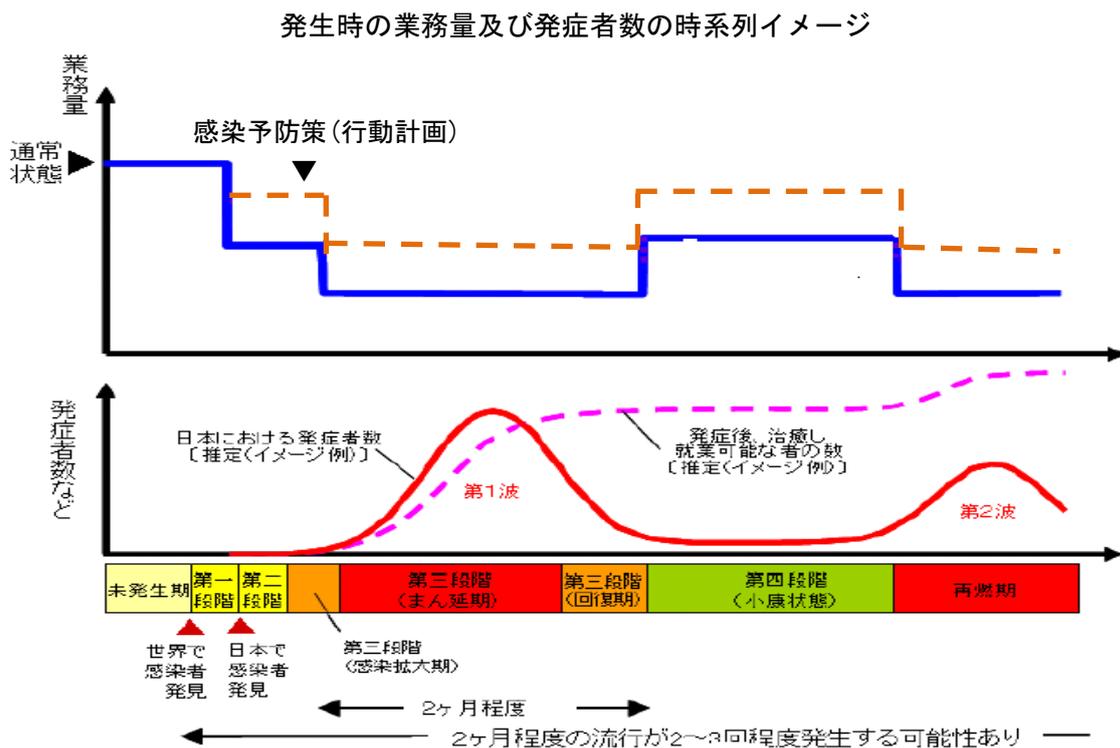
所属長は職員が新型インフルエンザ患者であることが判明した場合は, 必要に応じて, 当該職員に対して病気休暇の取得等を指示する。

また, 所属長は発症者に濃厚接触の可能性のある職員や家族が発症した職員については, 当該職員に対して自宅待機を指示する等必要な対応を指示する。

## 第4章 発生段階別の対応

第3章までの取り組みを新型インフルエンザの発生段階別に整理すると、下記のとおりである。

なお、新型インフルエンザ発生時における業務量、発症者数のイメージは、下図のとおりである。



(出典)新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」(一部修正)

### 1 前段階（未発生期）

#### (1) 所属の取り組み

- ア 所管する通常業務の休止等による影響を考慮し、業務の優先度及び継続する業務を検討する。
- イ 市行動計画等に基づき、新たに発生する業務の具体的な内容を確認する。
- ウ 上記ア及びイに関する業務の継続に支障を来さないよう、必要物資の調達の可否や受託業者の事業継続体制等を確認する。
- エ 業務を継続する際の感染リスクを検討し、業務に従事する職員の感染防止対策を検討する。
- オ 所属職員に対し、発生時の職員としての対応方針や職場内の感染防止対策、日常生活における留意事項等について周知徹底を図る。

## (2) 部・区取り組み

- ア 部・区（以下「部等」という。）内各所属の業務等を取りまとめ、部等としての対応計画を作成する。
- イ 対応計画を作成する際は、各所属の業務量の偏りに留意し、必要に応じて応援体制を準備する。部等内での対応が困難な場合は、人事課と協議し他部等の応援を検討する。
- ウ 継続業務の感染防止対策等の取組状況を把握し、その徹底を図る。
- エ 市対策本部から伝達される情報や各所属職員の安否情報の取りまとめ等に関する緊急連絡網を整備する。

## (3) 職員個人の取り組み

新型インフルエンザから自ら身を守ることの重要性を自覚し、次の事項に主体的に取り組む。

- ア 新型インフルエンザに関する知識の習得
- イ マスク等の感染防護具の確保
- ウ 消毒液，食料，日用品その他生活必需品の備蓄
- エ 業務継続計画など，発生時の市や所属の対応計画に対する理解

## (4) 職員の健康管理

職員課等は保健所保健管理課と連携し、職員の健康管理のため次の取り組みを検討する。

- ア 新型インフルエンザに関する基本情報の提供
  - ・発生国（地域）における新型インフルエンザの発生状況
  - ・感染予防に関する留意事項
- イ 職員及び家族等の健康状態等の確認方法
- ウ 感染防護具等の使用方法及び廃棄方法等を指導する。

## (5) 庁舎管理者の取り組み

庁舎管理者は、庁舎内での感染予防・まん延防止のため、下記の取り組みを検討する。

- ア 入庁管理の実施方法
  - ・来庁者の入場制限（体調確認，手指等の消毒，マスク等の着用等）
- イ 廊下等の清掃・消毒方法（不特定多数の者が触れる可能性のある場所等）
- ウ 来庁者が庁舎内で新型インフルエンザにかかっていると疑われる場合の対応
- エ 一般開放スペースの取り扱い

## **(6) 庁舎内事業者及び団体の取り組み**

売店や食堂など庁舎内で営業する事業者や入居する団体は、業務継続計画に基づく庁舎の感染防止対策に協力し、関係各課と下記の事項を検討する。

- ア 営業形態の変更等（販売品目・方法等の変更）
- イ 営業時の感染防止対策（従業員のマスク等着用，清掃・消毒等の励行 等）
- ウ 従業員への啓発（日常生活における行動の留意点等）
- エ 関係事業者との連携（発生時における納入業者の対応の確認等）

## **2 第一段階（海外発生期）**

- (1) 各主体は市対策本部の決定事項に留意するとともに上記1(1)～(6)の取組等が速やかに実施できるよう，体制移行時の対応を確認するなど警戒体制を強化する。
- (2) 職員の海外出張は原則休止し，国内出張は，可能な限り自粛する。
- (3) 所属長は，職員（家族等を含む。）の新型インフルエンザ発生国及び周辺国への渡航状況や健康状態を確認する。渡航歴のある職員等が確認された場合は当該職員に対し自宅待機を指示するなど必要な対応を指示する。
- (4) 個々の職員は，勤務時間内に第二段階へ移行した場合に備え，マスク等の感染防護具を職場に準備する。

## **3 第二段階（国内発生期）**

### **(1) 所属の取り組み**

- ア 市対策本部の決定による業務継続計画の発動に基づき，通常業務を縮小・休止するとともに実施方法を変更する。また，新型インフルエンザ対応業務に速やかに着手する。
- イ 所属職員（一部）に対し，必要に応じて自宅待機等を命じる。
- ウ 職員の感染防護具の着用や職場内の机・職員等の配置変更など，業務を継続する際の感染防止対策を実施する。
- エ 会議や出張等は，原則として休止する（やむを得ず実施する場合は，感染防止対策に万全を期する）。
- オ 職員本人及び家族等の健康状態を把握する。

### **(2) 部等の取り組み**

- ア 上記(1)に関する部等内各所属の取組状況等を把握する。
- イ 部等内各所属の業務量等を踏まえ，必要に応じて応援体制を整備する。
- ウ 部等主管課は部等内各所属職員等の健康状態を取りまとめる。

### **(3) 職員個人の取り組み**

- ア 出勤前に職員本人及び家族等の体温及び健康状態を確認する。
- イ 通勤時及び勤務時にマスク等の感染防護具を着用する。
- ウ 外出を自粛するなど、日常生活においても感染リスクの高い行動を自粛する。

### **(4) 職員の健康管理**

職員課等は保健所保健管理課と連携し、次の取り組みを実施する。

- ア 各所属が継続業務等を実施する際の感染防止対策に関し適宜助言を行い、その徹底を図る。
- イ 部等主管課からの職員の罹患状態に関する報告を取りまとめる。

### **(5) 庁舎管理者の取り組み**

- ア 入庁制限を開始する。
- イ 廊下など不特定多数の者が触れる箇所の清掃・消毒及び換気を徹底する。
- ウ 一般開放スペースを閉鎖する。

### **(6) 庁舎内事業者及び団体の取り組み**

あらかじめ定めた方針に基づき、営業形態の変更等を行う。

## **4 第三段階（感染拡大～まん延～回復期）**

- (1) 所属長は、流行等の状況に応じて、継続・縮小業務を更に選別し、当該業務に人員等を集中させる。
- (2) 第二段階から実施した感染防止対策、職員の健康管理、庁舎管理等を徹底する。
- (3) 庁舎内事業者及び団体は、関係各課と協議し、流行の状況により店舗等の休業を検討する。

## **5 第四段階（小康期）**

- (1) 所属長は、流行の終息を踏まえ、縮小・休止した業務の再開を準備する。なお、再開の準備については市対策本部の指示による。また、流行の第二波に備えた対応を検討する。
- (2) 必要に応じて、感染予防・まん延防止対策を引き続き講じる。
- (3) 庁舎内事業者及び団体は、関係各課と協議し、従前の営業形態に向けて準備する。
- (4) これまでの各段階における取組に関する評価を行うとともに、必要に応じ、業務継続計画やマニュアルその他対応方法等の見直しを行う。

**【参考 1】業務を継続する際の感染防止策の例**

目的	区分	対策
感染リスクの低減	業務の絞込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不急の業務の一時休止</li> <li>・ 感染拡大リスクが高い業務の一時休止</li> </ul>
	通勤(満員電車、バス)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ラッシュ時の公共交通機関の利用を防ぐための時差出勤、自転車・徒歩等による出勤の推進</li> </ul>
	外出先等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不急の出張や会議の中止</li> </ul>
	その他施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿直施設等、職員利用施設での接触距離を保つ。</li> </ul>
職場内での感染防止	発熱者の入場制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発熱している職員や来庁者等は、出勤や入場を制限する。</li> </ul>
	対人距離	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場、窓口等の入口や入場場所、入場人数を制限する。</li> <li>・ 職員や来庁者が接近しないように通路を一方通行にする。</li> <li>・ 職場や食堂等の配置替え、食堂等の時差利用により接触距離を保つ。</li> </ul>
	物理的感染防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手洗いの励行、マスクの着用、職場の清掃・消毒等</li> </ul>
	手洗い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場や訪問スペースに出入りする人は必ず手洗いや手指消毒を実施する。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数班による交替勤務制の導入</li> <li>・ 家族の状況(年少の子どもや要介護の家族の有無等)による欠勤可能性のある職員の把握</li> </ul>

**【参考2】 感染防止に必要な防護具の例**

	手洗い	マスク 不織布	医療用 マスク	手袋	ゴーグル	ガウン	キャップ
①症状のない人にも通常2 m以内に近づかない	◎						
②突発的な状況で、発熱や咳などの症状を有する人の2 m以内に近づく可能性がある	◎	○					
③新型インフルエンザと診断された人または、その可能性が否定できない人の2 m以内に近づく可能性がある	◎	◎	◎	◎	○	○	○
④新型インフルエンザに感染した人（疑い例も含む）の血液などの体液飛散の可能性がある	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

※ ◎：使用する ○：状況に応じて使用する

## 第2部 業務継続計画各論 (業務選定表)

### 【業務選定表作成の想定条件等】

- ・発生段階は第二段階（国内発生期）から第三段階（感染拡大～まん延～回復期）
- ・各所属職員の出勤率は60%に減少。
- ・新型インフルエンザ流行期間は約2ヵ月間。
- ・業務の選定にあたっては下記の点を考慮する。
  - (1) 休止等による社会的影響の有無
  - (2) 市の他の業務への影響の有無
  - (3) 法令上の処理期限等の有無
  - (4) 通常の業務実施体制の継続の要否
  - (5) 新型インフルエンザ流行期間業務を休止しても、その後の対応が可能か。
  - (6) 感染拡大防止の観点から、積極的な休止等が望ましい業務であるか。

## 業務選定表（地域・魅力創造部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	政策調整課 政策監グループ	現職員数	25人		
<b>【新たに発生する業務】</b>					
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部内各所属の状況把握及び応援体制の整備</li> <li>・ 所属職員の健康状態の確認・把握</li> <li>・ 出勤率減少に伴う課内での人員調整</li> </ul>					
<b>【継続業務】</b>					
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務					
<b>【縮小業務】</b>					
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庶務事務</li> <li>・ 予算・決算業務</li> </ul>					
<b>【休止業務】</b>					
新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務					
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域主権改革関係業務</li> <li>・ 大都市制度関係業務</li> <li>・ 創造的まちづくり調査研究業務</li> <li>・ まちなか再生本部関係業務</li> <li>・ 中心市街地活性化基本計画業務</li> </ul> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算要望（国・県）関係業務</li> <li>・ 指定都市関係業務</li> <li>・ 地域活性化・広域連携業務</li> <li>・ 大学連携業務</li> <li>・ 総合計画業務</li> <li>・ 合併関係業務</li> <li>・ 重点事業選定業務</li> </ul> </td> </tr> </table>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域主権改革関係業務</li> <li>・ 大都市制度関係業務</li> <li>・ 創造的まちづくり調査研究業務</li> <li>・ まちなか再生本部関係業務</li> <li>・ 中心市街地活性化基本計画業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算要望（国・県）関係業務</li> <li>・ 指定都市関係業務</li> <li>・ 地域活性化・広域連携業務</li> <li>・ 大学連携業務</li> <li>・ 総合計画業務</li> <li>・ 合併関係業務</li> <li>・ 重点事業選定業務</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域主権改革関係業務</li> <li>・ 大都市制度関係業務</li> <li>・ 創造的まちづくり調査研究業務</li> <li>・ まちなか再生本部関係業務</li> <li>・ 中心市街地活性化基本計画業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算要望（国・県）関係業務</li> <li>・ 指定都市関係業務</li> <li>・ 地域活性化・広域連携業務</li> <li>・ 大学連携業務</li> <li>・ 総合計画業務</li> <li>・ 合併関係業務</li> <li>・ 重点事業選定業務</li> </ul>				

## 業務選定表（地域・魅力創造部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	東京事務所	現職員数	6人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 職員の健康状態の把握</li><li>・ 出勤率減少に伴う課内での人員調整</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国その他の関係機関との連絡調整及び情報収集に関する業務</li><li>・ 市政に関する情報の収集及び発信ならびに資料の収集に関する業務</li><li>・ 東京事務所の庶務に関する業務</li><li>・ 庶務事務</li><li>・ 予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 首都圏におけるシティプロモーション事業の支援に関する業務</li><li>・ 首都圏における企業誘致活動の支援に関する業務</li></ul>			

## 業務選定表（市民生活部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	市民総務課	現職員数	14人
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部内各所属の状況把握及び応援体制の整備</li> <li>・ 出勤率減少に伴う係内での人員調整</li> <li>・ 所属職員の健康状態の確認・把握</li> <li>・ 担当外業務の補助</li> <li>・ 市民相談方法変更の広報</li> <li>・ 委託契約内容（弁護士相談委託）の変更</li> </ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電話による市民相談</li> <li>・ 戸籍、住基、印鑑登録、外国人登録事務の総括及びシステムの運用管理業務</li> <li>・ 公的個人認証事務の総括業務</li> <li>・ 犯罪人、成年後見人及び被保佐人並びに破産者名簿に関する業務</li> <li>・ 埋火葬許可事務の総括に関する業務</li> <li>・ 自動車の臨時運行の許可事務の総括に関する業務</li> <li>・ 区自治協議会の総合調整に係る事項</li> </ul>			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 面談による専門相談（弁護士・司法書士・公証人）（県弁護士会，県司法書士会，公証人役場との調整が必要）</li> <li>・ 区政の推進に係る総括及び調査研究に関する業務</li> <li>・ 区の区域等に関する業務</li> <li>・ 住居表示及び町字名の総括に関する業務</li> <li>・ 部の事務事業の総合調整等に関する業務</li> <li>・ 部の予算及び決算の総括に関する業務</li> <li>・ 庶務事務</li> </ul>			
<b>【休止業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 面談による市民相談（民事相談職員）</li> <li>・ 面談による人権相談（人権擁護委員）</li> </ul>			

## 業務選定表（市民生活部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	消費生活センター	現職員数	6名
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・出勤率減少に伴う人員調整及び土日出勤調整</li><li>・所属職員の健康状態の確認・把握</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・電話による消費生活の相談及び苦情処理に関する業務</li><li>・消費生活の情報提供に関する業務</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・計量器の立入検査及び計量管理の指導業務</li><li>・表示三法による立入検査業務</li><li>・庶務事務</li><li>・予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・くらしの一日教室</li><li>・親子くらしの体験教室</li><li>・親子テスト教室</li><li>・子ども消費者学習</li><li>・出前講座</li><li>・くらしのレポーター研修会</li><li>・消費生活審議会</li></ul>			

## 業務選定表(市民生活部)

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	パスポートセンター 兼古町行政サービスコーナー	現職員数	4人(8h)+17人(6h) +1人(週1回)
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・出勤率減少に伴う課内での人員調整</li> <li>・所属職員の健康状態の確認・把握</li> <li>・パスポート申請について「不急の申請は終息時まで日延べに協力して欲しい。」旨の市民への広報の実施（市全体の市民向け広報に載せて行いたい）</li> </ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・パスポート関連業務 （国・県レベルの判断がないかぎり業務の継続が必要）</li> <li>・証明書発行業務 （全市的な政策判断が必要）</li> </ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・庶務事務</li> <li>・予算・決算業務</li> </ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			

## 業務選定表（市民生活部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	コミュニティ支援課	現職員数	15人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・市民活動支援センターの状況確認</li><li>・職員の健康状況の把握・確認</li><li>・出勤率減少に伴う課内での人員調整</li><li>・混乱に乗じて予想される各種犯罪防止のため、広報啓発を図るとともに、適宜、新潟県警察への取り締まり強化の徹底を要請</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・市民活動支援センターの管理運営</li><li>・特定非営利活動促進法関連事務</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・交通安全推進事業等</li><li>・防犯活動推進事業等</li><li>・庶務事務</li><li>・予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・市民公益活動団体と行政との協働の推進</li><li>・地域コミュニティ（自治会・町内会、コミュニティ協議会）支援等業務</li></ul>			

## 業務選定表（市民生活部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	男女共同参画課	現職員数	7人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・出勤率減少に伴う課内での人員調整</li><li>・所属職員の健康状態の確認・把握</li><li>・「アルザにいがた」主催事業など事業の中止・延期・縮小に係る関係者への連絡・調整</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・「アルザにいがた」こころの相談（電話相談のみ実施）</li><li>・庶務事務</li><li>・予算・決算事務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・男女共同参画審議会</li><li>・男女共同参画苦情処理委員会議</li><li>・男女共同参画地域推進員による啓発事業</li><li>・男女共同参画推進会議</li><li>・「アルザにいがた」主催事業 講座，図書室（閲覧・貸出業務），保育室（一時保育・一般開放），面接相談</li><li>・アルザフォーラム</li></ul>			

## 業務選定表（市民生活部広報課）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	広報課	現職員数	12人
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・出勤率減少に伴う課内での人員調整</li> <li>・所属職員の健康状況の確認・把握</li> <li>・新型インフルエンザ発生に関する広報業務               <ul style="list-style-type: none"> <li>○報道対応      ○緊急記者会見の開催</li> <li>○ホームページによる情報発信    ○「市報にいがた」による情報発信</li> <li>○テレビ、ラジオの広報番組による情報発信</li> </ul> </li> </ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ更新業務</li> </ul>			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・報道対応（新型インフルエンザ以外の事項）</li> <li>・市報にいがたの発行（新型インフルエンザ以外の事項）</li> <li>・テレビ、ラジオの広報番組の作成（新型インフルエンザ以外の事項）</li> <li>・庶務事務</li> <li>・予算・決算事務</li> </ul>			
<b>【休止業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長定例記者会見の開催</li> </ul>			

## 業務選定表（市民生活部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	広聴課	現職員数	7人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・出勤率減少に伴う課内での人員調整</li><li>・所属職員の健康状態の確認・把握</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・市長への手紙</li><li>・市政相談</li><li>・公益通報</li><li>・コールセンター</li><li>・庶務事務</li><li>・予算・決算事務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・まちづくりトーク</li><li>・市政世論調査</li><li>・動く市政教室</li><li>・さわやかトーク宅配便</li><li>・陳情・要望</li><li>・行政評価委員会</li></ul>			

## 業務選定表（市民生活部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	危機管理防災課	現職員数	14人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・感染症対策本部の運営</li><li>・出勤率減少に伴う課内での人員調整</li><li>・所属職員の健康状態の確認・把握</li><li>・執務室の配置見直し</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・防災・災害情報の収集および提供に関する業務</li><li>・災害対策および危機管理対策の調整業務</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・災害時要援護者名簿管理業務</li><li>・にいがた防災メール</li><li>・防災行政無線維持管理事務</li><li>・災害対策センター維持管理業務</li><li>・災害備蓄の管理業務</li><li>・海岸漂着危険物への対応</li><li>・自衛官募集事務</li><li>・庶務事務</li><li>・予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・防災訓練実施事業</li><li>・新潟市国民保護協議会</li><li>・新潟市防災会議</li><li>・自主防災組織リーダー研修会</li><li>・ジュニアレスキュー隊育成講習会</li><li>・拉致問題県民集会</li><li>・避難所標識板，案内板整備</li></ul>			

## 業務選定表（文化観光・スポーツ部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	文化政策課	現職員数	29人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・部内各所属の状況把握及び応援体制の整備</li><li>・職員等の健康状況の把握</li><li>・出勤率減少に伴う人員調整</li><li>・課主催イベント中止に伴う業務（関係者への連絡、市民への周知等）</li><li>・文化施設主催イベント中止に伴う業務（関係者への連絡、市民への周知等）</li><li>・文化施設貸出縮小・中止に伴う業務（関係者への連絡、市民への周知等）</li><li>・文化施設展覧会縮小・中止に伴う業務（関係者への連絡、市民への周知等）</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・各施設、関係団体への情報提供維持</li><li>・文化施設の管理業務</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・庶務事務</li><li>・予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・課主催イベント</li><li>・文化施設主催イベント</li><li>・文化施設貸出</li><li>・文化施設展覧会</li></ul>			

## 業務選定表（文化観光スポーツ部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	新潟市美術館 新津美術館	現職員数	14人 7人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・緊急連絡体制の発動</li><li>・非常時の広報（美術館閉鎖に伴う広報や貸出施設利用者等への連絡）</li><li>・職員の健康状態の把握</li><li>・出勤率減少に伴う所属内の人員調整</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・展示・収蔵作品の管理と保持、警備（そのための施設管理）</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・物品購入・支払事務</li><li>・学芸業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・企画展・常設展、その他イベント事業</li><li>・貸出施設の利用</li><li>・各種会議</li></ul>			

## 業務選定表（文化観光・スポーツ部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	歴史文化課	現職員数	33人
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所属職員の健康状態の確認・把握</li> <li>・ 出勤率減少に伴う課内での人員調整</li> <li>・ 埋蔵文化財に係る窓口受付業務縮小のために下記体制を新たに整備する必要がある               <ul style="list-style-type: none"> <li>電話相談体制：専門のコールセンター等の立上げをし、埋蔵文化財に係る開発協議・届出等の対応を行う</li> <li>電子相談体制：専門の受付・審査グループの立上げをし、埋蔵文化財に係る開発協議・届出等対応を行う</li> <li>窓口業務・届出等業務の宅配化：届出等の提出を原則として郵送・宅配便で受理し、指示文も同様の対応を行う</li> </ul> </li> </ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史博物館等歴史文化施設の維持管理</li> </ul>			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡等の現状変更許可関係の事務</li> <li>・ 開発事業等に伴う埋蔵文化財保護に係る協議、調整及び指示に関する業務（法93条・94条の規定に基づく届出・通知関係事務）               <ul style="list-style-type: none"> <li>※建築確認：建築行政課・農地転用：農業委員会、開発行為：建設課等の担当部署との調整が必要</li> </ul> </li> <li>・ 庶務事務</li> <li>・ 予算・決算業務</li> </ul>			
<b>【休止業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史文化施設の整備</li> <li>・ 文化財の調査・保存及び活用に関する業務</li> <li>・ 埋蔵文化財の本格発掘調査に関する業務</li> <li>・ 史跡等の整備及び活用に関する業務</li> <li>・ 文化財保護審議会等附属機関の会議開催</li> <li>・ 歴史資料の調査、収集、保存及び閲覧に関する業務</li> <li>・ 歴史博物館等の開館</li> </ul>			

## 業務選定表（文化観光・スポーツ部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	スポーツ振興課	現職員数	16人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 職員の健康状況の確認・把握</li><li>・ 出勤率減少に伴う課内での人員調整</li><li>・ 各種大会、イベント主催者に対する中止要請</li><li>・ 体育施設利用の休業通知（告知）</li><li>・ 体育施設の指定管理者に対する自主事業の休業通知</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 電子申請・決裁の維持管理</li><li>・ インターネットでの情報通信環境の維持</li><li>・ ホームページでの情報通信環境の維持</li><li>・ 体育協会や競技団体など関係団体への情報提供の維持</li><li>・ 体育施設の維持管理</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 庶務事務</li><li>・ 予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 早起き野球、少年少女スポーツ大会、新潟シテイマラソン等の市主催イベントの中止又は延期</li><li>・ サッカー教室、指導者派遣等委託事業の中止又は延期</li><li>・ 体育施設全館休業</li><li>・ 体育施設へのインターンシップ受入れ業務の休止</li><li>・ 各種研修、出張の縮小、自粛</li></ul>			

## 業務選定表（文化観光・スポーツ部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	観光政策課	現職員数	21人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・所属職員の健康状態の確認・把握</li><li>・出勤率減少に伴う課内での人員調整</li><li>・観光イベント主催者への自粛要請</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・関係機関、観光関係団体との連絡調整</li><li>・関係機関、観光関係団体からの相談対応</li><li>・観光情報の発信（中止イベントや閉鎖施設等の情報発信）</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・庶務事務</li><li>・予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・観光宣伝誘客業務</li><li>・主催する観光イベント</li><li>・観光圏業務</li><li>・観光循環バスの運行</li><li>・海水浴場の閉鎖（開設時のみ）</li><li>・シティプロモーション業務</li><li>・フィルムコミッション業務</li></ul>			

## 業務選定表（環境部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	環境政策課	現職員数	10人
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部内各所属の状況把握及び応援体制の整備</li> <li>・ 所属職員の健康状態の確認・把握</li> <li>・ 出勤率減少に伴う課内での業務分担調整</li> <li>・ 鳥インフルエンザ市民対応業務</li> </ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥インフルエンザに関わる鳥獣苦情対応</li> </ul>			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野生鳥獣捕獲・保護等の対応</li> <li>・ 省エネ法に係る届出等事務手続き</li> </ul>			
<b>【休止業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三都市環境会議</li> <li>・ 市民探鳥会</li> <li>・ 佐潟周辺自然環境保全連絡協議会</li> <li>・ 生物多様性ワークショップ・シンポジウム</li> <li>・ 環境審議会</li> <li>・ 環境教育副読本の改訂</li> <li>・ 環境フェア</li> <li>・ エコドライブ運動街頭キャンペーン</li> <li>・ 地球環境絵画展</li> <li>・ 地球温暖化防止キャンペーン</li> <li>・ 紙類使用料削減ガイドラインの推進</li> <li>・ ノーマイカーデー・さわやかエコスタイル運動</li> <li>・ にいがた市民環境会議の支援</li> <li>・ にいがた市民環境キャンパス</li> <li>・ 菜の花プラン事業</li> <li>・ 廃油回収・BDF</li> <li>・ ESCO事業</li> </ul>			

## 業務選定表（環境部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	環境対策課	現職員数	17人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・所属職員の健康状態の確認</li><li>・出勤率の減少に伴う課内での体制の整備</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・大気汚染常時監視システム維持管理業務</li><li>・光化学スモッグ緊急時対応業務</li><li>・異常水質事故等対応業務</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・法令などに基づく、申請、届出書等の受理、審査、相談、指導業務</li><li>・補助金・貸付金に係る業務</li><li>・工場、事業場監視業務（大気・水質）</li><li>・環境調査業務（水質）</li><li>・庶務事務</li><li>・予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・環境調査業務（大気・騒音・振動）</li><li>・出張、研修会出席</li><li>・水環境ポスター展</li><li>・環境学習、出前生活排水教室業務</li></ul>			

## 業務選定表（環境部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	廃棄物政策課	現職員数	11人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・所属職員の健康状態の確認・把握</li><li>・出勤率減少に伴う課内での人員調整</li><li>・ふれあい健康センター指定管理者との連絡調整</li><li>・地域活動補助金の申請事業に対して事業活動の実施時期の延期及び自粛要請</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・一部事務組合（清掃事業に係るものに限る）の総合調整に関する事項</li><li>・ふれあい健康センターの維持管理</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・課、廃棄物対策課及び廃棄物施設課の庶務に関する事項</li><li>・ごみの減量化及びリサイクルに係る企画及び調査研究に関する事項</li><li>・廃棄物3課の予算・決算に関する事項・清掃事業に係る調査及び計画に関する事項</li><li>・庶務事務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ふれあい健康センター運営業務</li><li>・清掃に関する各種協議会、会議等における研修会の参加及び実施に関する事項</li></ul>			

## 業務選定表（環境部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	廃棄物対策課	現職員数	90人
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所属職員の健康状態の確認・把握</li> <li>・ 出勤率減少に伴う課内での人員調整</li> <li>・ 委託業者，一般廃棄物処理許可業者の収集体制状況を把握</li> <li>・ 排出方法等などの広報活動（粗大ごみ受付センターなどを活用）</li> <li>・ 施設利用制限の周知</li> <li>・ 特別管理産業廃棄物許可業者に対する発生地区の情報提供と発生状況報告提出依頼</li> </ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<p>○委託業務については、委託業者の発症状況により縮小する事態もありうる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭ごみ収集運搬業務（一部を除き委託）</li> <li>・ し尿収集運搬業務（委託）</li> <li>・ 指定袋及び減免袋作製及び配送業務</li> <li>・ 新潟地区浄化槽汚泥の搬入計画に関する業務</li> <li>・ プラスチック前処理及び容器包装リサイクルに関する業務（委託）</li> <li>・ ペットボトル収集運搬及び残渣運搬に関する業務（委託）</li> <li>・ 一般廃棄物処理業の許可に関する業務</li> <li>・ ごみカレンダー作成配布事務（委託業者と協議の上で決定）</li> <li>・ 小動物収集運搬事務（委託分）</li> <li>・ ボランティア袋配布事務</li> <li>・ 補助金関係事務（ごみ集積場・カラスネット・ごみ出し支援）</li> <li>・ 廃棄物処理依頼事務</li> <li>・ 事業系ごみ事業所指導事務</li> <li>・ 廃棄物処理法第14条の産業廃棄物処理業の許可認可事務</li> <li>・        〃      第8, 15条の廃棄物処理施設の許認可事務</li> <li>・ 自動車リサイクル法の解体，破砕業の許認可事務</li> <li>・ 苦情処理</li> <li>・ ホームページでの情報通信環境の維持</li> <li>・ 飲食用缶の選別業務及びその関連業務（委託）</li> <li>・ 電動生ごみ処理機購入費補助金交付申請書受理</li> <li>・ 地域清掃活動費等補助金申請受付及び処理</li> </ul>			

**【継続業務】**

新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務

- ・ ごみ集積場対応（区役所支援）
- ・ 臨時ごみ収集・運搬（委託・直営）
- ・ 苦情ごみ収集・運搬
- ・ 直営による小動物死体収集・運搬（路上・家庭収集）
- ・ 直営による収集・運搬
- ・ 公共ごみ収集業務
- ・ ボランティアごみ収集業務
- ・ 施設、収集車、職員等の管理に関する庶務業務
- ・ 収集運搬に関する運行計画業務
- ・ 安全衛生推進委員会に関する業務

**【縮小業務】**

新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務

- ・ 清掃手数料に関する業務
- ・ 粗大ごみ受付事務（委託）
- ・ 集団資源回収運動事務
- ・ ごみステーション看板配布事務
- ・ 資源化協力店関係事務
- ・ 指導監督業務
- ・ 不法投棄回収処分事務
- ・ 不法投棄の収集業務
- ・ 庶務事務
- ・ 予算・決算業務

**【休止業務】**

新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務

- ・ 学校給食残渣処理業務
- ・ 清掃センター間の資源物等の運搬業務
- ・ 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に関する業務
- ・ し尿委託料の交渉業務
- ・ 古紙拠点回収業務
- ・ ぽい捨て防止条例の環境美化指導員による巡視と条例周知活動
- ・ パトロール業務
- ・ 啓発業務全般（展示提供事業、リサイクル講座、施設見学など）＝啓発部門休館
- ・ 生ごみ処理容器募集（第4回）事務

## 業務選定表（環境部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	廃棄物施設課	現職員数	171人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・所属職員（清掃センター職員含む）の健康状況の確認・把握</li><li>・出勤率減少に伴う人員調整</li><li>・建設工事現場従事者の健康状況の確認・把握</li><li>・清掃センター職員の出勤率減少に伴う施設応援体制の整備及びごみ搬入シフト</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ごみ及びし尿処理業務</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・庶務事務</li><li>・予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・清掃センターに関する各種協議会、会議等</li><li>・亀田清掃センター・舞平清掃センター附属施設管理業務</li></ul>			

## 業務選定表（福祉部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	福祉総務課	現職員数	25人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・部内各所属の状況把握及び応援体制の整備</li><li>・所属職員の健康状態の確認・把握</li><li>・出勤率減少に伴う人員調整</li><li>・一時遺体安置場所、及び遺体搬送体制の確保</li><li>・市全域での火葬体制の確保</li><li>・救護施設の発生状況の確認等</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・補助金等の交付に関する事務</li><li>・青山斎場の管理運営業務</li><li>・新潟市総合福祉会館の管理業務</li><li>・小口資金の貸付に関する業務</li><li>・戦没者弔慰金等に関する業務</li><li>・生活保護費等国庫負担金、補助金等の受入業務</li><li>・指定医療機関・介護機関の告示業務</li><li>・社会福祉施設等主管課宛て注意喚起依頼業務</li><li>・登録免許税法別表第3の10の項の第3欄の第1号に掲げる登記に係る証明事務</li><li>・民間福祉サービス苦情受付業務</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・市営墓地(亀田墓地を除く。)及び松浜霊堂の管理運営業務</li><li>・改葬許可書等の発行業務</li><li>・民生委員活動、民生委員・児童委員協議会への行政連絡業務</li><li>・国からの各種照会、報告等の業務</li><li>・ホームレス巡回相談業務</li><li>・福祉事務所指導業務</li><li>・社会福祉法人設立認可業務</li><li>・社会福祉法人定款変更認可等各種届け出受付業務</li><li>・社会福祉法人からの問い合わせ相談対応業務</li><li>・庶務事務</li><li>・予算・決算業務</li></ul>			

**【休止業務】**

新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務

- ・ 内野霊苑新規利用者受付業務
- ・ 新墓地整備計画策定業務
- ・ 健康福祉まつり，民生委員大会等の開催
- ・ 中国残留邦人等への支援業務
- ・ 新潟市総合福祉会館運営業務（貸館）
- ・ 地域交流活動業務
- ・ 指定医療機関・介護機関の個別指導
- ・ 社会福祉施設等実地指導・監査及び福祉事務所生活保護法施行事務監査業務
- ・ 書面監査業務
- ・ 都道府県・指定都市・中核市指導監督職員研修会への参加
- ・ 集団指導（地域密着サービス事業所・介護老人保健施設）
- ・ 附属機関の会議，及び審査会の開催

## 業務選定表（福祉部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課 名	こども未来課	現職員数	18人
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の健康状況の把握，感染防止策の徹底</li> <li>・ 出勤率減少に伴う人員調整</li> <li>・ 所管児童福祉施設（児童養護施設，自立援助ホーム等）の職員，入所者の健康状態の把握，感染防止拡大の啓発</li> <li>・ 電話相談体制の構築</li> <li>・ 放課後児童クラブの運営にかかる調整業務</li> </ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉施設の認可業務</li> <li>・ 子育て応援情報発信体制の維持</li> <li>・ ひまわりクラブ利用料の賦課，納付書発送業務</li> <li>・ 社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童養護部会の運営</li> <li>・ 国庫補助金の申請にかかる業務</li> <li>・ 各種手当等支給事務（子ども手当，児童扶養手当，母子寡婦福祉資金貸付金，高等技能訓練促進費）及びこれに付随する各システム運営事務</li> <li>・ 医療費助成審査事務委託料支払業務</li> <li>・ 助産施設委託費支払業務</li> <li>・ 子ども手当，児童扶養手当現況届に関する調整業務</li> <li>・ ひとり親医療費助成更新に関する調整業務</li> </ul>			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放課後児童クラブの運営（緊急対応のみ）</li> <li>・ 児童福祉施設の整備計画業務</li> <li>・ 子育て短期支援事業業務</li> <li>・ 子育て応援情報発信事業</li> <li>・ にいがたっ子すこやかパスポート事業</li> <li>・ 児童虐待防止対策協議会実務者会議及び個別ケース検討会議</li> <li>・ 家庭児童相談</li> <li>・ 母子家庭等日常生活支援事業</li> <li>・ 母子自立支援プログラム策定事業</li> <li>・ 母子向け住宅の入退去業務</li> <li>・ 庶務事務</li> <li>・ 予算・決算業務</li> </ul>			

**【休止業務】**

新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務

- ・次世代育成支援対策行動計画の進行管理業務
- ・後援・共催依頼への回答業務
- ・(仮称) こども創造センター基本計画策定業務
- ・地域による子どもの居場所づくり支援事業
- ・児童虐待防止対策協議会代表者会議
- ・児童虐待防止にかかる市民向け啓発事業
- ・児童虐待担当職員や家庭児童相談員への研修
- ・主任児童委員研修及び民生・児童委員への児童名簿の配付業務
- ・私学振興補助金等に関する業務
- ・児童館・児童センターにかかる研修や補助金に関する業務
- ・母子寡婦福祉資金の訪問償還指導
- ・入学祝品支給業務
- ・医療費助成過誤処理，高額療養費請求関係業務

## 業務選定表（福祉部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	児童相談所（身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所）	現職員数	36人
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・出勤率減少に伴う所内での人員調整</li> <li>・所属職員の健康状態の確認・把握</li> <li>・一時保護所での感染防止対策，感染児童が発生した場合の対応</li> </ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待への対応業務</li> <li>・児童一時保護業務</li> <li>・児童等の援助に関する業務</li> <li>・児童の措置に関する業務</li> </ul>			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童に関する相談のうち，専門的な知識又は技術を必要とするものに関する業務</li> <li>・児童等についての調査並びに医学的判定，心理学的判定及び社会学的判定に関する業務</li> <li>・児童の心理学的及び精神医学的治療に関する業務</li> <li>・療育手帳の判定に関する業務</li> <li>・障害児施設給付費の支給の決定及び施設受給者証の交付に関する業務</li> <li>・障害児施設医療費の支給に係る受給者証の交付に関する業務</li> <li>・措置費用の徴収に関する業務</li> <li>・身体障がい者の専門的な相談及び指導に関する業務</li> <li>・身体障がい者の医学的判定，心理学的判定及び職能的判定に関する業務</li> <li>・身体障害者手帳の判定に関する業務</li> <li>・自立支援医療(更生医療に限る。)の判定に関する業務</li> <li>・補装具の処方及び適合判定に関する業務</li> <li>・知的障がい者の専門的な相談及び指導に関する業務</li> <li>・知的障がい者の医学的判定，心理学的判定及び職能的判定に関する業務</li> <li>・庶務事務</li> </ul>			
<b>【休止業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談に関する研究，研修等に関する業務</li> <li>・児童相談に関する調査統計に関する業務</li> </ul>			

## 業務選定表（福祉部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	保育課	現職員数	18人
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所属職員の健康状態の確認・把握</li> <li>・ 出勤率減少に伴う課内での人員調整</li> <li>・ 保育園の園児や職員の感染状態の把握，感染拡大防止策の指示</li> <li>・ 保育園，地域子育て支援センターの休業に関する連絡調整</li> <li>・ 認可外保育施設については，認可保育園に準じた対応の協力要請</li> <li>・ 拠点保育園<sup>*</sup>の設置と入園者の選択</li> <li>・ 新型インフルエンザに関する情報収集及び市民，関係機関への情報提供</li> </ul>			
<p><small>※保育園は原則休園とするが，新型インフルエンザ対応者などの就労支援のため，必要な数の拠点保育園のみ開設する。</small></p>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育園，病児デイサービスセンターなどの運営に関する業務</li> <li>・ 保育料などの賦課・収納，委託料支払業務</li> <li>・ 市民，関係機関への情報提供業務</li> </ul>			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育園の開設（拠点保育園以外は原則休業。休日保育事業は拠点園で一部実施。）</li> <li>・ 保育施策の企画，調査及び連絡調整</li> <li>・ 保育園の施設整備に関する業務</li> <li>・ 保育園の認可業務</li> <li>・ 保育園の保育，給食，保健衛生の計画及び指導に関する業務</li> <li>・ 庶務事務</li> <li>・ 予算・決算業務</li> </ul>			
<b>【休止業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育園等の各種職員研修会</li> <li>・ 一時預かり事業</li> <li>・ 地域子育て支援センター事業</li> <li>・ ほか，上記以外の通常業務</li> </ul>			

## 業務選定表（福祉部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	障がい福祉課	現職員数	25人
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・出勤率減少に伴う課内での人員調整</li> <li>・所属職員の健康状態の確認・把握</li> <li>・障がい福祉施設、障害福祉サービス事業所等とのサービス実施に関する連絡調整</li> <li>・障がい福祉施設、障害福祉サービス事業所等における感染状況の把握</li> </ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい福祉施設、障害福祉サービス事業所等への注意喚起等指導</li> <li>・施設への補助金交付業務</li> <li>・障害福祉サービス、生活支援サービスの支給決定事務</li> <li>・サービス利用についての問い合わせ総括</li> <li>・心身障害者扶養共済関係業務（年金給付、掛金助成・払い込み）を始めとする助成金支払いや用具給付を行う在宅福祉サービス関係業務の総括</li> <li>・障がい福祉システム管理業務</li> <li>・精神保健福祉法23条から26条の申請及び通報に伴う診察及び移送・入院措置に係る業務</li> <li>・緊急受診援助業務</li> <li>・医療保護入院に係る市長同意に関する事務</li> </ul>			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話等コミュニケーション支援業務</li> <li>・バリアフリー関係業務</li> <li>・施設の授産製品・役務提供に関する業務</li> <li>・障害福祉サービス、生活支援サービスの請求事務</li> <li>・身体障がい者・知的障がい者相談員の設置に関する業務</li> <li>・障がい者相談支援・地域療育等支援事業に関する業務</li> <li>・訪問入浴サービス事業に関する業務</li> <li>・障がい者在宅福祉サービス関係業務の事務統括・調整（支払いや給付を伴わないもの）</li> <li>・更生医療医療機関指定業務（社会福祉審議会への諮問等）</li> <li>・身体障がい者手帳交付業務（社会福祉審議会への諮問等）</li> <li>・通常受診援助を主体とした精神保健福祉に関する電話相談業務</li> <li>・庶務事務</li> <li>・予算・決算業務</li> </ul>			

**【休止業務】**

新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務

- ・ 障がい児放課後支援業務
- ・ 附属機関等の協議会
- ・ 社会適応訓練・創作活動等社会参加促進の業務
- ・ 福祉バス運行业務
- ・ 障がい者スポーツに関する業務
- ・ 車いす身体障がい者健康審査
- ・ 更生医療指定機関指導監査業務
- ・ 福祉のしおり発行业務
- ・ 障がい者向け市営住宅入居者抽選業務
- ・ 高額障害福祉サービスの給付事務
- ・ 体験型グループホーム事業
- ・ 障害程度区分認定調査及び審査会に関する業務
- ・ 地域自立支援協議会の運營業務
- ・ 就労支援に関する業務
- ・ 自殺総合対策フォーラム
- ・ 自殺対策協議会，作業部会
- ・ 自殺予防街頭キャンペーン
- ・ 各種研修会及び各種会議
- ・ ケースカンファレンス
- ・ 通常を受診援助を主体とした精神保健福祉に関する訪問，来所相談業務
- ・ 精神科病院の实地指導及び实地審査

## 業務選定表（福祉部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	明生園	現職員数	21人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者、職員の健康状況の確認・把握(感染欠席数を障がい福祉課、保健所へ報告)</li><li>・保護者へ感染状況を連絡帳、電話等で伝える(注意喚起)</li><li>・出勤率減少に伴う職員の人員調整(障がい福祉課への報告を含む)</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者支援</li><li>・園内清掃、消毒</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・園外での活動(社会参加等)</li><li>・利用者の受け入れ(緊急対応のみ)</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・休園(特に感染拡大の恐れがある場合)</li><li>・行事</li><li>・通園バス運行</li><li>・職員の園外研修の自粛</li></ul>			

## 業務選定表（福祉部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	めいせいデイサポートセンター	現職員数	5人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者・職員の健康状態の確認・把握</li><li>・出勤率減少に伴う人員調整（障がい福祉課への報告を含む）</li><li>・緊急時の関係機関との連絡調整</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の活動の一環としての外出</li><li>・確実に罹患していない利用者で、緊急の理由のある場合の利用者の受け入れ</li><li>・緊急時の家庭訪問等による利用者支援</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・新規利用者の受け入れ</li><li>・外部講師を招いての講座</li><li>・見学者の受け入れ</li></ul>			

## 業務選定表（福祉部障がい福祉課）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

施設名	幼児ことばとこころの相談センター	現職員数	10人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・所属職員の健康状態の確認・把握</li><li>・出勤率減少に伴う人員調整（障害福祉課への報告を含む）</li><li>・業務内容変更（休止・縮小・継続）等の利用者に対する周知</li><li>・施設内の感染防止対策の徹底</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・施設の維持管理業務</li><li>・電話相談</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の来所による相談・支援</li><li>・地域支援係業務を含めた当センターの職員の訪問による相談・支援</li></ul>			

## 業務選定表（福祉部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	ひしのみ園	現職員数	15人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者、職員の健康状況把握(感染欠席数を障がい福祉課、保健所へ報告)</li><li>・保護者へ感染状況を連絡帳、電話等で伝える(注意喚起)</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・緊急の理由のある場合の園児受け入れ(本人、家族ともに罹患していないこと)</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・休園</li><li>・行事</li><li>・通園バス運行</li><li>・職員の園外研修の自粛</li></ul>			

## 業務選定表（福祉部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	こころの健康センター	現職員数	8人
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・センター職員，精神医療審査会および判定会の各委員の健康状況の確認・把握</li><li>・出勤率減少に伴う人員調整</li><li>・センター事業の自粛に向けた協力要請</li><li>・関係団体に対する事業活動の自粛要請</li></ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・精神保健福祉相談（電話相談）</li><li>・精神医療審査会および判定会業務</li><li>・退院請求および処遇改善請求に係る意思確認および意見聴取</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・精神保健福祉相談（来所相談）および各種来所相談</li></ul>			
<b>【休止業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ひきこもりアートフォーラム「はじめの一步展」</li><li>・ストレスコントロール講座</li><li>・出前講座</li><li>・精神保健福祉新任者研修および各種研修</li><li>・精神保健福祉協会新潟市支部記念講演会および各種講座</li></ul>			

## 業務選定表（福祉部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課 名	高齢介護課	現職員数	29人
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・所属職員の健康状態の確認、把握</li> <li>・出勤率減少に伴う所属内での人員調整</li> <li>・民間老人福祉施設等における発生状況や事業休止状況等の把握、情報収集</li> <li>・民間老人福祉施設等からの相談への対応</li> <li>・国、県、保健所からの情報収集及び管内老人福祉施設等の事業実施状況等の報告</li> <li>・地域包括支援センターにおける相談件数急増への対応</li> <li>・介護サービス利用者等からの相談件数急増への対応</li> </ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管する業務システム（介護保険システム、地域包括支援センター業務支援システム）の稼働</li> <li>・介護保険被保険者の資格管理（保険証の送付等）業務</li> <li>・介護保険料の賦課及び収納業務</li> <li>・介護保険の保険給付に関する業務</li> <li>・在宅介護相談センター</li> </ul>			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者福祉施策及び介護保険事業の企画及び調査（法定計画の策定及び進行管理等）</li> <li>・老人福祉施設等の整備・計画、及び補助金に関する業務（電話による相談・郵送による申請等を推奨）</li> <li>・介護保険法に基づく地域密着型サービス事業者の指定等に関する業務（電話による相談・郵送による届出等を推奨）</li> <li>・老人福祉法に基づく、事業所の設置届等の受理（郵送による届け出を推奨）</li> <li>・生活機能評価の実施（チェックリスト発送、回収、内容確認、医療機関受診券発送 等）</li> <li>・庶務事務</li> <li>・予算・決算業務</li> </ul>			
<b>【休止業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉バスの運行</li> <li>・全国健康福祉祭への市選手団派遣</li> <li>・介護従事者を対象とした研修会</li> <li>・認知症サポーター養成講座等</li> </ul>			

## 業務選定表（福祉部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	大山台高齢者福祉センター	現職員数	58人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 所属職員の健康状態の確認，把握</li><li>・ 出勤率減少に伴う所属内での人員調整</li><li>・ 新型インフルエンザ様症状が見られる入所者への簡易検査実施</li><li>・ 必要に応じて個室へ隔離する等，所内感染の防止対策</li><li>・ 医療機関への受診（受診が必要とされた入所者）</li><li>・ 全ての居室の定期的換気</li><li>・ 入所者の咽頭部への消毒薬塗付（1回／日）</li><li>・ 保健所等への状況報告</li><li>・ 施設内対策委員会の開催</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 給食及び栄養指導</li><li>・ 入所者の生活相談</li><li>・ 入所者の看護，診療の補助，生活上の介護</li><li>・ 入所者への寝具，衣服その他日用品の貸与及び給付</li><li>・ 施設の維持管理</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 入所者の入浴，理髪</li><li>・ デイサービスセンターにおけるサービス提供</li><li>・ 入所者と家族等の外来者との面会</li><li>・ 庶務事務</li><li>・ 予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 入所者の食堂利用</li><li>・ 入所者が集団で行う機能訓練</li><li>・ 入所者のクラブ活動，各種行事</li></ul>			

## 業務選定表（福祉部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名・係名	保険年金課	現職員数	40人
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 出勤率減少に伴う課内での人員調整</li> <li>▪ 所属職員の健康状態の確認、把握</li> </ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 給付費等の支払処理</li> <li>▪ 月報等の報告</li> <li>▪ 各種システムの維持管理 (国保事務支援・国保収納支援・特定健診・後期高齢者・国民年金)</li> <li>▪ レセプトの処理</li> <li>▪ 医療給付の処理</li> <li>▪ 国保保険証・高齢受給者証の交付</li> <li>▪ 国保保険料の賦課・収納・還付に関する業務</li> <li>▪ 国保料通知書・督促状等の文書の発送</li> <li>▪ 国保保険料口座振替業務</li> <li>▪ 後期高齢者医療制度新規加入者（75歳年齢到達者）保険証交付事務</li> <li>▪ 後期高齢者医療保険料 賦課・収納・督促・還付事務</li> </ul>			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 後期高齢者医療申請等受付業務</li> <li>▪ 庶務事務</li> <li>▪ 予算・決算業務</li> </ul>			
<b>【休止業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 国保運営協議会に関する業務</li> <li>▪ 国保新潟地区協議会に関する業務</li> <li>▪ 特定健康診査・特定保健指導の実施業務</li> <li>▪ 医療費分析業務</li> <li>▪ 国保賦課・収納担当者会議</li> <li>▪ 研修関係業務(外郭団体主催の研修会)</li> <li>▪ 催告業務, 訪問徴収, 短期証(資格証) 来会納付相談</li> <li>▪ 国保申請遅延者等への再勧奨業務</li> </ul>			

## 業務選定表（保健衛生部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	食育・健康づくり推進課 (食の安全相談室)	現職員数	10人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部内各所属の状況把握及び応援体制の整備</li> <li>・ 職員の健康状態の把握</li> <li>・ 出勤率減少に伴う人員調整（兼務先所属（食品・環境衛生課）との調整）</li> <li>・ 保健衛生部の連絡調整業務（福祉部との連絡調整を含む）</li> </ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食の安心・安全に関する市民からの相談業務（主に電話相談）</li> </ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庶務事務</li> <li>・ 予算・決算業務</li> </ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食育の推進に関する業務（食育の日の取組，食育に関するイベントなど）</li> <li>・ 健康づくりの推進に関する業務（いきいき健康づくり支援事業，市民健康づくりアクションプランの普及など）</li> <li>・ 消費者向け食の安全啓発業務（施設見学会，区イベントでの広報活動など）</li> <li>・ 会議の開催（食育推進会議，健康づくり推進委員会，食の安全意見交換会など）</li> </ul>			

## 業務選定表（保健衛生部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	保健所健康衛生課	現職員数	36人
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課員の健康状態の確認</li> <li>・ 出勤率減少による課内の業務調整</li> <li>・ 各区との連絡調整（検診・健診・健康教育・訪問等の継続等，狂犬病集合注射，犬猫の引取り）</li> <li>・ 医師会・歯科医師会との連絡調整</li> <li>・ 継続する事業の感染予防対策の周知業務</li> </ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請受付業務（石綿健康被害・原爆被爆者に係る各種申請，水俣病認定申請，医療費等）</li> <li>・ 児童虐待等緊急対応業務</li> <li>・ 窓口・電話・メール等による健康相談業務</li> <li>・ 水俣病認定審査会業務（処分結果通知）</li> <li>・ 野犬・放浪犬の捕獲，保護及び負傷動物の収容業務</li> <li>・ 犬抑留所の管理業務</li> <li>・ 動物取扱業，特定動物収容施設，化製場，動物用医薬品販売，動物診療施設の許認可業務</li> <li>・ 保健所システムの維持管理業務</li> <li>・ 庁舎管理業務</li> </ul>			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 口腔保健福祉センター業務</li> <li>・ 医療費・委託費等の各種支払事務</li> <li>・ 脳卒中情報システム事業</li> <li>・ 水俣病健康相談事業（電話相談）</li> <li>・ 各種統計業務</li> <li>・ 庶務事務</li> <li>・ 予算・決算業務</li> </ul>			
<b>【休止業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯の健康フェア，健康福祉まつり，動物フェスティバル等のイベント</li> <li>・ 思春期，更年期に関する健康教育事業，産婦人科医による健康相談事業</li> <li>・ がん検診検討委員会，新潟市運動普及推進委員協議会，新潟市食生活改善推進委員協議会，歯科保健推進会議等各種協議会業務</li> <li>・ 禁煙・分煙宣言施設の申請登録業務</li> <li>・ 給食施設巡回指導業務</li> <li>・ 栄養士，調理師に関わる県への経由事務</li> <li>・ 各種健康・栄養調査</li> </ul>			

**【休止業務】**

新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務

- ・ 学生実習受け入れ業務
- ・ 水俣病業務（審査会の開催，健康相談事業(保健師訪問)，市民講座，認定審査精密検査等）
- ・ 原爆被爆者に関する検診業務
- ・ 動物ふれあい事業，犬のしつけ方教室等の動物愛護啓発事業

## 業務選定表（保健衛生部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	保健所保健管理課	現職員数	30人
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所属職員の健康状態の確認・把握</li> <li>・ 出勤率減少に伴う人員調整</li> <li>・ 健康危機管理体制の整備、感染症対策本部の運営に係る業務</li> <li>・ 情報収集と市民への情報提供（窓口等各種業務の実施状況周知を含む）</li> <li>・ 医師会等関係機関との連携・調整・関係者会議の開催</li> <li>・ コールセンターの設置（休日・夜間も対応）</li> <li>・ 感染拡大防止対策（広報・テレビ・新聞折込チラシ、研修会等）</li> <li>・ 患者の早期発見と積極的疫学調査、濃厚接触者の健康監視等感染拡大防止に関する事項</li> <li>・ 医療・検査体制の確保、発熱外来の設置</li> <li>・ 医薬品、医療資器材の確保と支援、需給状況に関する情報収集</li> <li>・ 救急搬送の手配及び現場の消毒作業（防疫措置）</li> <li>・ サーベイランスの強化（各種データの収集・分析と公表）</li> <li>・ 新型インフルエンザワクチン接種事業</li> <li>・ 一時遺体安置所の確保</li> <li>・ 病院等の発熱外来設置に伴う変更許可申請の受理と使用前検査を含む許認可業務</li> <li>・ 入院患者増大に伴う病床不足時に利用可能な医療機関以外の施設について検討と対応</li> </ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種相談業務（感染症・難病・医療安全など市民からの相談に対応）</li> <li>・ 結核患者発生時およびその他感染症発生時の対応</li> <li>・ 救急医療体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>一次救急（新潟市急患診療センター・西蒲原地区休日夜間急患センター・在宅当番医制）</li> <li>二次救急（病院群輪番制事業）、三次救急</li> </ul> </li> <li>・ 災害時保健医療計画に関する事業</li> <li>・ 特定疾患、肝炎治療申請に係る受付業務（県経由事務：県の対応により縮小業務とする）</li> <li>・ 医療施設等の許認可業務</li> </ul>			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症診査協議会（FAX 審査等方法を検討）</li> <li>・ 個別予防接種</li> <li>・ 難病患者居宅生活支援事業等個別支援の調整と提供</li> <li>・ 医務薬事に関する各種登録、許可の変更・更新受理後の事務処理</li> <li>・ 庶務事務及び予算・決算業務</li> </ul>			

## 【休止業務】

新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務

- ・ 結核定期外検診
- ・ 感染症予防普及啓発の研修会・イベント（エイズその他）
- ・ 集団予防接種（ポリオ）
- ・ エイズ検査
- ・ けんこう広場 ROSA ぴあ
- ・ 救急医療対策事業：救急医療対策会議等定例会議、メディカルコントロール
- ・ AED貸出事業
- ・ 地域医療体制：在宅医療、ふるさと融資
- ・ 医師確保事業：救急勤務医支援事業、女性医師支援事業
- ・ 保健衛生連絡協議会、歯科保健連絡協議会
- ・ 難病対策事業：難病講演会、患者会(つどい)、難病従事者研修
- ・ 保健所実習：学生実習、臨床研修医の受入れ
- ・ 保健師等関係職員研修、会議関係
- ・ 保健師業務等各種統計処理
- ・ 医療施設等立入検査業務
- ・ 医務薬事に関する県経由事務および定期報告の調査

※ 感染症・健康危機管理担当課として、新型インフルエンザ発生に伴う業務量は多大となり、職員の出勤率60%での対応は不可能と考えます。業務量に見合う人員体制の確保が必要となります。

## 業務選定表（保健衛生部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	保健所食品・環境衛生課	現職員数	44人
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・所属職員の健康状態の確認・把握</li> <li>・出勤率減少に伴う課内の人員調整</li> <li>・集客施設事業者（興行場等）に対する事業活動の自粛要請</li> <li>・感染拡大防止の啓発強化（消毒，マスク着用，手洗いの励行等）</li> <li>・相談体制（電話，FAX，メール等の対応）の充実</li> <li>・FAX，メール（電子申請等も含めて）等による届出等の勧奨</li> </ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品による健康被害発生時（食中毒等）の対応</li> <li>・違反食品への対応</li> <li>・レジオネラ症患者集団発生時の対応</li> <li>・苦情・相談受付（健康被害を伴う場合のみ）</li> </ul>			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口業務</li> <li>・新規申請等に伴う施設検査（申請者の理解が得られた場合）</li> <li>・関係団体事務局関係業務（住み郷関係，公衆浴場組合関係，食協関係，ビル環協関係）</li> <li>・各種補助金関係業務</li> <li>・庶務事務</li> <li>・予算・決算業務</li> </ul>			
<b>【休止業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品衛生責任者講習会への協力業務</li> <li>・その他任意講習会開催又は協力</li> <li>・各種イベントの開催又は協力</li> <li>・営業施設等への監視業務及び収去検査等</li> <li>・新潟市ラブホテル建築等審議会の開催</li> </ul>			

## 業務選定表（保健衛生部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	保健所食肉衛生検査所	現職員数	17人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・所属職員の健康状態の確認・把握</li><li>・出勤率減少に伴う課内の人員調整</li><li>・関連業者と操業調整（操業可能か否か）</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・と畜検査業務</li><li>・BSE検査業務</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・監視，衛生指導業務</li><li>・調査，研究業務</li><li>・食肉衛生検査結果フィードバック事業</li><li>・庶務事務</li><li>・予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・視察，研修受け入れ業務</li></ul>			

## 業務選定表（保健衛生部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	衛生環境研究所	現職員数	28人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・所属職員の健康状態の確認・把握</li><li>・出勤率減少に伴う課内での人員調整</li><li>・新型インフルエンザ検査</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・インフルエンザ検査</li><li>・食中毒等危機事象に係る検査</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・保健衛生に係る試験・検査業務</li><li>・生活環境に係る試験・検査業務</li><li>・庶務事務</li><li>・予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・調査・研究業務</li><li>・市民啓発業務（感染症情報を除く）</li><li>・研修指導</li></ul>			

## 業務選定表（経済・国際部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	産業政策課	現職員数	24人
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 部内各所属の状況把握及び応援体制の整備</li><li>・ 出勤率減少に伴う課内での人員調整</li><li>・ 執務室の配置見直し</li><li>・ 所属職員（派遣職員含む）の健康状態の確認・把握</li><li>・ 市内の事業者に対し、不要不急の業務の縮小を要請</li></ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ バイオリサーチセンター運営業務</li><li>・ 庶務事務</li><li>・ 予算・決算事務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新潟市景況調査実施業務</li><li>・ 経済動向懇話会開催事業</li><li>・ にいがた食ビジネス研究会開催事業</li><li>・ 新潟国際ビジネスメッセ開催業務</li><li>・ 創業意識育成促進事業</li><li>・ 海外見本市出展業務</li><li>・ 外資系企業誘致事業</li><li>・ IPCビジネス支援センター運営業務</li></ul>			

## 業務選定表（経済・国際部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	商業振興課	現職員数	10人
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・出勤率減少に伴う課内での人員調整</li><li>・所属職員の健康状態の確認・把握</li><li>・新潟市産業振興センターを閉鎖した場合の連絡調整に関する業務</li><li>・西堀地下駐車場を閉鎖した場合の連絡調整に関する業務</li></ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・中小企業制度融資貸付事業に関する業務</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・新潟市産業振興センターの管理運営に関する業務</li><li>・西堀地下駐車場の管理運営に関する業務</li><li>・庶務事務</li><li>・予算・決算事務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			

## 業務選定表（経済・国際部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	雇用対策課	現職員数	8人
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・出勤率減少に伴う課内での人員調整</li><li>・執務室の配置の見直し</li><li>・所属職員の健康状態の確認・把握</li><li>・新潟勤労者総合福祉センター（新潟テルサ）及び新潟地域職業訓練センターにおける事業活動の自粛要請</li></ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・賃金、報酬、委託料、補助金などの支払い業務</li><li>・補助金の交付申請業務</li><li>・庶務事務</li><li>・予算・決算事務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・女性労働問題相談室</li><li>・各種イベント開催（1 day インターンシップ、保護者のための就活応援講座など）</li><li>・新潟地域若者サポートステーション事業</li><li>・雇用維持・教育訓練緊急支援事業</li><li>・ものづくり・技づくり職場体験事業</li><li>・表彰事業（中小企業優良従業員、技能功労者）</li><li>・賃金労働時間等実態調査</li><li>・女性就労意識実態調査</li><li>・労働問題懇談会</li><li>・若年者自立支援ネットワーク会議</li></ul>			

## 業務選定表（経済・国際部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	国際課	現職員数	12人
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>●課や出先機関の職員・業務の管理               <ul style="list-style-type: none"> <li>・課および市国際交流協会所属職員の健康状態の確認，把握</li> <li>・出勤率減少に伴う課内の役割分担見直し・人員調整</li> <li>・海外事務所職員・家族の健康状態把握，職員の帰国や事務所運営の継続に関する判断</li> </ul> </li> <li>●外国籍市民等の状況把握・広報               <ul style="list-style-type: none"> <li>・流行に伴う外国籍市民コミュニティや外国人支援団体からの情報収集</li> <li>・外国語による市民への広報，必要に応じ通訳等の支援</li> </ul> </li> <li>●海外情報収集，海外からの支援受入               <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国領事館等を通じた海外情報収集</li> <li>・外国からの支援がある場合の受入</li> </ul> </li> </ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語による相談を聞き，適切な窓口につなげるなどの相談支援業務 (市国際交流協会の相談窓口含む)</li> </ul>			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・庶務事務</li> <li>・予算・決算事務</li> </ul>			
<b>【休止業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国からの訪問団受入，外国への訪問団派遣業務</li> <li>・国際交流に関するイベント業務</li> <li>・外国籍市民懇談会など，通常時に行う多文化共生関連業務</li> <li>・市国際交流協会の国際交流事業</li> </ul>			

## 業務選定表（経済・国際部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	企業立地・ポートセールス課	現職員数	11人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・出勤率減少に伴う課内での人員調整</li><li>・所属職員の健康状態の確認・把握</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・にいがたe起業館の運営に関する事務</li><li>・企業立地関連助成金に関する事務</li><li>・新潟港輸出コンテナ貨物利用拡大支援事業補助金に関する事務</li><li>・工場立地法に関する事務</li><li>・各種運営費等補助金負担金に関する事務</li><li>・庶務事務</li><li>・予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ポートセールスに関する事務（補助金除く）</li><li>・自治体連携事業に関する事務</li><li>・企業の立地促進に関する事務</li></ul>			

## 業務選定表（農林水産部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	農業政策課	現職員数	18人
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部内各所属の状況把握及び応援体制の整備</li> <li>・ 所属職員の健康状態の把握</li> <li>・ 出勤率減少に伴う課内での人員調整</li> <li>・ 執務室の配置見直し</li> <li>・ 食肉センターの指定管理者「ミートプラント」の業務状況確認</li> </ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部の事務事業の総合調整に関する業務</li> <li>・ 農業災害に関する業務</li> <li>・ 食肉センターに関する業務</li> </ul>			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部の予算及び決算の総括に関する業務</li> <li>・ 課、食と花の推進課及び農村・都市交流施設整備課の庶務に関する業務</li> <li>・ 農業経営基盤の強化に関する業務</li> <li>・ 農業金融に関する業務</li> <li>・ 戸別所得補償モデル対策に関する業務</li> <li>・ 経営体育成交付金事業に関する業務</li> <li>・ 農事組合法人に関する業務</li> <li>・ 担い手育成総合支援協議会に関する業務</li> <li>・ 新規就農者事業に関する業務</li> <li>・ 園芸作物の生産振興に関する業務</li> <li>・ 畜産の振興に関する業務</li> <li>・ 生産環境の整備に関する業務</li> <li>・ 水田農業経営の確立に関する業務</li> <li>・ 米等の主要穀物の生産振興に関する業務</li> </ul>			
<b>【休止業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業行政の企画及び計画に関する業務</li> <li>・ 農業の調査に関する業務</li> <li>・ 農住組合に関する業務</li> <li>・ 農業関係団体に関する業務</li> <li>・ 部の他の課及び機関の所属に属しない業務</li> <li>・ 新潟市農村活性化協議会に関する業務</li> </ul>			

## 業務選定表（農林水産部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	食と花の推進課	現職員数	12人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・所属職員の健康状態の確認・把握</li><li>・出勤率減少に伴う課内での人員調整</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・電子申請・決裁の維持管理</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・庶務事務</li><li>・予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・首都圏等における農産物PRイベント等</li><li>・産直・食と花のPRイベント</li><li>・各種教室（アグリクラフト・米粉）事業</li><li>・各種農業体験事業，農業サポーター活動</li><li>・フードメッセにいがた2010</li></ul>			

## 業務選定表（農林水産部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	農村・都市交流施設整備課	現職員数	7人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 所属職員の健康状態の確認・把握</li><li>・ 出勤率減少に伴う課内での人員調整</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 庶務事務</li><li>・ 予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 農村・都市交流施設の整備に関する業務</li></ul>			

## 業務選定表（農林水産部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	農村整備課	現職員数	11人
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・所属職員の健康状態の確認・把握</li> <li>・出勤率減少に伴う人員調整</li> <li>・各区役所の関連業務の状況把握</li> <li>・委託業務等の状況把握，調整</li> </ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業集落下水道の使用料，貸付金に関する業務</li> <li>・農閑期に施工する工事及び履行期限が決められている工事の監督業務</li> <li>・農業集落下水道施設維持管理               <ul style="list-style-type: none"> <li>処理場の運転操作，保守点検整備，異常時の応急措置</li> <li>中継ポンプ施設の定期点検，異常時の応急措置</li> <li>管路施設異常時の応急措置</li> </ul> </li> <li>・災害防止，災害復旧（各区における災害状況の把握，県等への報告）</li> </ul>			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算，決算，起債に関する業務</li> <li>・国・県等の補助金の交付申請・実績報告等に関する業務</li> <li>・課の庶務に関する業務</li> <li>・区役所，関係機関との協議，調整</li> <li>・排水設備審査及び行為申請審査（西野，大淵，西山，江口，両川，曾野木処理区）               <ul style="list-style-type: none"> <li>各処理区内の宅内排水設備の確認申請審査・確認書の交付・工事検査・使用開始届の受理</li> <li>各処理区内の行為申請内容審査・許可書交付・工事検査・寄付申込書受理</li> <li>各処理区における区域外流入に関すること</li> </ul> </li> <li>・農地・水・環境保全向上対策に関する業務</li> <li>・農業土木事業，農村排水整備事業に関する業務 等</li> </ul>			
<b>【休止業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟市土地基盤整備促進協議会に関する業務</li> <li>・地籍調査に関する業務</li> <li>・環境水利活用促進事業等における各種イベント</li> <li>・美しい農村づくり事業ワークショップ</li> <li>・農村環境計画見直し業務</li> <li>・田んぼダムの啓発，普及</li> <li>・田んぼダム要望取りまとめ</li> <li>・市街化調整区域の応急排水に関する統括，調整</li> <li>・両川浄化センターコンポスト化業務</li> </ul>			

## 業務選定表（農林水産部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	水産林務課	現職員数	10人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 所属職員の健康状態の確認・把握</li><li>・ 出勤率減少に伴う課内での人員調整</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 水産施設，漁港，漁港海岸施設等の整備及び維持管理業務</li><li>・ 保安林の維持管理業務</li><li>・ 林道の整備及び維持管理業務</li><li>・ 水産資源の増殖に関する業務</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 庶務事務</li><li>・ 予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 各種イベント，講習会関係業務</li></ul>			

## 業務選定表（農林水産部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月を想定

課名	中央卸売市場	現職員数	11人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・出勤率減少に伴う人員調整</li><li>・職員の健康状況の把握</li><li>・場内業者の従業員の罹患状況の把握と業務継続への指導・啓発</li><li>・感染防護資材の確保</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・市場における売買取引の指導及び監督並びに許可等に関する業務</li><li>・市場取扱い品目の流通事情の調査及び情報に関する業務</li><li>・市場内の秩序維持に関する業務</li><li>・使用料、手数料及び保証金に関する業務</li><li>・市場の施設維持管理に関する業務</li><li>・市場内の清掃及び衛生に関する業務</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・市場施設の使用指定及び許可に関する業務</li><li>・市場関係団体に関する業務</li><li>・仲卸業者、関連事業者の許可及び売買参加者の承認に関する業務</li><li>・市場の取扱品目に係る統計に関する業務</li><li>・市場の庶務に関する業務</li><li>・予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・市場開設運営協議会に関する業務</li><li>・市場取引委員会に関する業務</li><li>・卸業者、仲卸業者及び関連事業者の経営指導に関する業務</li><li>・見学者対応業務</li></ul>			



## 業務選定表（農林水産部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	園芸センター	現職員数	11人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・職員の健康状態の確認・把握</li><li>・出勤率減少に伴う人員調整及び2班体制での交代勤務</li><li>・センター内執務場所の分散</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・施設維持管理業務</li><li>・園芸作物の試験調査業務</li><li>・温室・園内展示植物管理業務</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・園芸相談業務（来園相談は中止、電話相談のみ継続）</li><li>・庶務事務</li><li>・予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
臨時閉園とし園内見学は中止			
<ul style="list-style-type: none"><li>・花と緑の普及推進業務（講習会・展示会・花育関連イベント）を休止、募集の中止</li><li>・園芸作物の試験調査業務関連検討会の開催を中止、計画成績（案）送付、電話での意見聴取</li><li>・土壌診断業務を休止し予約のみ電話受付</li></ul>			

## 業務選定表（都市政策部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	都市計画課	現職員数	15人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 部内各所属の状況把握及び応援体制の整備</li><li>・ 所属職員の健康状態の確認・把握</li><li>・ 出勤率減少に伴う人員調整</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 証明発行業務</li><li>・ 非常配備体制業務(災害対応)</li><li>・ 地形図販売業務</li><li>・ 路外駐車場設置届出書の受理業務</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 庶務事務</li><li>・ 予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 集会、研修関係業務</li><li>・ 都市計画の案に関する説明会の開催</li><li>・ 都市計画公聴会の開催</li><li>・ 都市計画審議会の開催</li><li>・ 関係事業者や地元住民等との調整(会議)</li><li>・ 都市計画マスタープランの進行管理</li><li>・ 国土基本図の管理</li></ul>			

## 業務選定表（都市政策部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	市街地整備課	現職員数	19人
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・所属職員の健康状態の確認・把握</li><li>・出勤率減少に伴う課内の人員調整</li><li>・縮小業務と休止業務の関係者への連絡（後援(支援)イベントの開催自粛要請など）</li></ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・市街地開発事業の認可及び公告業務(遅延により市民の財産に著しい影響がある場合に限る。)</li><li>・土地区画整理組合の設立業務(遅延により市民の財産に著しい影響がある場合に限る。)</li><li>・開発審査会の開催準備業務(遅延により市民の財産に著しい影響がある場合に限る。)</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・土地区画整理組合の指導業務</li><li>・鳥屋野潟南部開発計画の推進業務</li><li>・まちなか再生建築物等整備事業の施行者指導業務</li><li>・国土利用計画法関連業務</li><li>・被災宅地危険度判定士の派遣および受入れ業務(大規模地震発生の場合)</li><li>・石宮駐輪場におけるレンタサイクルの登録・貸出・返却業務</li><li>・庶務事務</li><li>・予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・各種縦覧業務</li><li>・各種会議の開催</li><li>・まちづくり勉強会やまちづくり講座、堀割再生講座などの開催</li><li>・萬代橋誕生祭や萬代橋サンセットカフェなどのイベント開催</li></ul>			

## 業務選定表（都市政策部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	都市交通政策課	現職員数	10人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・所属職員の健康状態の確認・把握</li><li>・出勤率減少に伴う課内の人員調整</li><li>・公共交通の運行状況の把握・市民への周知（リアルタイムでの実施）</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・災害対応</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・庶務事務</li><li>・予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・都市交通政策の推進にかかる各種集会・イベント、公開で行う委員会の開催 等</li><li>・遠隔地への出張、外部大会への参加 等</li></ul>			

## 業務選定表（都市政策部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	港湾空港課	現職員数	12人
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・所属職員の健康状態の確認・把握</li> <li>・出勤率減少に伴う課内での人員調整（自宅待機も含め検討）</li> <li>・新潟空港・新潟港及び航空路・航路の運航状況など情報収集と問合せ対応</li> <li>・執務室の配置見直し</li> </ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・庶務事務</li> <li>・予算・決算業務</li> </ul>			
<b>【休止業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポートセールス・航路開設など新潟港の利用促進に関する業務</li> <li>・新規航空路開設など新潟空港の利用促進に関する業務</li> <li>・国への要望など新潟港・新潟空港の整備促進業務</li> <li>・山の下みなどタワー展望展示室開館業務</li> <li>・港コンサートやビーチふれあい事業などイベント関連事業</li> <li>・航空騒音防止対策業務（原則休止とし、申請者や手続き状況により対応）</li> </ul>			

## 業務選定表（都市政策部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	新潟駅周辺整備事務所 総務課	現職員数	13人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・所属職員の健康状態の確認・把握</li><li>・出勤率減少に伴う課内での人員調整</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・情報ポケット新潟の管理運営</li><li>・取得用地の管理</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・用地取得補償事務</li><li>・庶務事務</li><li>・予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			

## 業務選定表（都市政策部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	新潟駅周辺整備事務所 整備課	現職員数	15人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・所属職員の健康状態の確認・把握</li> <li>・出勤率減少に伴う課内での人員調整</li> <li>・施工中工事の施行体制の確認・情報収集（街路係、鉄道高架係）</li> </ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災・災害情報の収集及び提供に関する業務</li> <li>・災害対策及び危機管理対策の調整業務</li> <li>・施工中工事の現場安全管理、監督（街路係、鉄道高架係）</li> </ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・街路整備業務：工事の計画・設計及び施工管理（監督員業務）</li> <li>・白山駅周辺整備業務：JR施工状況確認及び地元調整、工事の計画、設計及び施工管理（監督員業務）</li> <li>・新潟駅連続立体交差業務：JR施工状況確認・地元調整及び支障移転関係機関調整</li> </ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅周辺地域の都市拠点形成業務</li> <li>・駅周辺地域の市街地開発業務</li> <li>・沿線まちづくり地元勉強会</li> <li>・連立事業連絡調整会議</li> <li>・その他打ち合わせ会議</li> </ul>			

## 業務選定表（建築部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	住環境政策課	現職員数	29人
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部内各所属の状況把握及び応援体制の整備</li> <li>・ 所属職員の健康状態の確認・把握</li> <li>・ 出勤率減少に伴う課内での人員調整</li> <li>・ 執務室の配置見直し</li> <li>・ 業務の進行状況の管理及び優先度区分の把握</li> <li>・ 指定管理者業務の遂行状況の把握及びバックアップ（緊急修繕工事の支援、市窓口の開設等）</li> <li>・ 建設工事の中断等に係る諸手続き及び現場の把握</li> </ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種電子申請・決裁の維持管理（文書管理システム業務）</li> <li>・ 補助金等支払業務（完了実績報告、検収、領収及び請求行為に伴う債務が生じたもの。）</li> <li>・ 情報公開請求対応業務</li> <li>・ 国庫補助金申請等業務</li> <li>・ 市営住宅入居に係る抽選会業務</li> <li>・ 市営住宅の入居希望者及び入居者からの各種申請受付、相談業務</li> <li>・ 市営住宅入居者に係る窓口収納業務</li> <li>・ 市営住宅の空家修繕に係る発注、施工管理及び完了検査</li> <li>・ 景観法及び景観条例に基づく各種届出及び景観アドバイザー制度に係る処理業務</li> <li>・ 屋外広告物条例に基づく各種届出及び景観事前協議に係る処理業務</li> <li>・ 風致地区内行為における事前相談業務</li> </ul>			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理者が開設する窓口業務</li> <li>・ 住宅用太陽光発電システム設置支援事業</li> <li>・ 「屋外広告物の日」関連広報活動業務</li> <li>・ 「景観形成推進組織」の認定、助成及び支援業務</li> <li>・ 新潟市都市景観形成市民団体連絡協議会関連業務</li> <li>・ 庶務事務</li> <li>・ 予算・決算業務</li> </ul>			

**【休止業務】**

新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務

- ・市営住宅管理人会議
- ・市営住宅建替え事業に係る入居者、近隣住民に対する説明会
- ・にいがた住まいの基本計画有識者会議
- ・すまいづくり教室
- ・マンションセミナー
- ・街なみ環境整備事業
- ・新潟市景観審議会
- ・「屋外広告物の日」関連イベント
- ・開港5都市景観まちづくり会議
- ・屋外広告物適正化事業
- ・各種協議会及び研修会等の参加
- ・住環境政策課所管業務に係る相談対応

## 業務選定表（建築部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	建築行政課	現職員数	28人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・所属職員の健康状態の確認・把握</li><li>・出勤率減少に伴う人員調整</li><li>・電話相談体制：専門のコールセンター等の立上げをし、申請・届出等の交通整理を積極的に行う必要がある。</li><li>・電子相談体制：専門の受付・審査グループの立上げをし、申請・届出等の交通整理を積極的に行う必要がある。</li><li>・窓口業務・交付業務の宅配化：申請書、通知書を宅配することへの信頼性を確保する必要がある。（国土交通省及び県との調整が必要、民間の受付・審査機関の対処方法確認が必要。）</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・建築確認申請の窓口受付業務（法で定められた受付業務のため、国、県の対処方法の確認が必要。民間の受付・審査機関の対処方法確認が必要。）</li><li>・建築基準法の許可及び道路指定の窓口業務（法で定められた受付業務のため、国、県の対処方法の確認が必要。）</li><li>・省エネルギー法及び福祉のまちづくり条例申請の窓口受付業務（法で定められた受付業務のため、国、県の対処方法の確認が必要。）</li><li>・建設リサイクル法の届出窓口受付業務（法で定められた受付業務のため、国、県の対処方法の確認が必要。）</li><li>・各種補助事業の窓口受付業務（国及び県との調整が必要。）</li><li>・各申請の窓口交付及び閲覧業務（国及び県との調整が必要。）</li><li>・窓口建築相談業務（国及び県との調整が必要。民間の受付・審査機関の対処方法確認が必要。）</li><li>・庶務事務</li><li>・予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・東・西建築確認受付窓口業務（西区黒埼出張所、江南区横越出張所との調整が必要。）</li></ul>			

## 業務選定表（建築部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	公共建築第1課	現職員数	31人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・所属職員の健康状態の確認・把握</li><li>・出勤率減少に伴う課内での人員調整</li><li>・執務室の配置見直し</li><li>・工事及び設計委託等の一時中止により必要な手続き（工事等の中止、請負金額等の変更）</li><li>・工事中止による現場点検</li><li>・各施設管理担当職員の減少に伴う施設管理に関する相談業務</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・至急点検しなければならない施設への技術協力（応急対策施設の維持補修対応等）</li><li>・建築物の竣工業務（竣工手続きがされているもの）</li><li>・テレビ電波障害対策工事</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・建築、設備等設計業務（庁内作業、電子メールによる業務）</li><li>・各施設への技術協力（建築・設備に関する相談等）</li><li>・設計・工事監理委託及び工事の発注業務（緊急時に必要な施設）</li><li>・見積業務（緊急時に必要な施設）</li><li>・庶務事務</li><li>・予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・各委託業務（小規模修繕委託、地質調査等調査委託、施設台帳整備）</li><li>・設計者の選定業務（プロポーザル）</li><li>・工事・設計業務委託中止に伴う各種業務（工事監理、設計監理、地元説明会、定例打合せ等）</li><li>・技術研修会等の開催及び参加</li></ul>			

## 業務選定表（建築部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	公共建築第2課	現職員数	28人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・所属職員の健康状態の確認・把握</li><li>・出勤率減少に伴う課内での人員調整</li><li>・執務室の配置見直し</li><li>・工事及び設計委託等の一時中止により必要な手続き（工事等の中止、請負金額等の変更）</li><li>・工事中止による現場点検</li><li>・各施設管理担当職員の減少に伴う施設管理に関する相談業務</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・至急点検しなければならない施設への技術協力（応急対策施設の維持補修対応等）</li><li>・建築物の竣工業務（竣工手続きがされているもの）</li><li>・テレビ電波障害対策工事</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・建築、設備等設計業務（庁内作業、電子メールによる業務）</li><li>・各施設への技術協力（建築・設備に関する相談等）</li><li>・設計・工事監理委託及び工事の発注業務（緊急時に必要な施設）</li><li>・見積業務（緊急時に必要な施設）</li><li>・庶務事務</li><li>・予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・地質調査等調査委託業務</li><li>・設計者の選定業務（プロポーザル）</li><li>・工事・設計業務委託中止に伴う各種業務（工事監理、設計監理、地元説明会、定例打合せ等）</li><li>・技術研修会等の開催及び参加</li></ul>			

## 業務選定表（土木部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	土木総務課	現職員数	25人
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部内各所属の状況把握及び応援体制の整備</li> <li>・ 職員の健康状態の確認・把握</li> <li>・ 出勤率減少に伴う課内での人員調整</li> <li>・ 各区、東・西部地域土木事務所における維持管理体制及び危機管理体制の確保状況の確認</li> </ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路維持管理・危機管理に関する情報の収集や体制構築に関する業務</li> <li>・ 災害発生時の対応業務（応急対応，災害査定用務，復旧用務）</li> <li>・ 除雪業務に関する業者契約等の事務手続</li> <li>・ 放置自転車対策業務（自転車等駐輪施設の附置が必要な区域での建築に当たるかどうかの確認）</li> <li>・ 道路の区域決定（変更）・供用開始告示に関する業務</li> <li>・ 街区基準点の使用許可等に関する業務</li> </ul>			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国庫補助事業の要望・認可，単独費事業の要望・執行・精算に関する業務</li> <li>・ 除雪計画の作成・見直し業務</li> <li>・ 橋りょう長寿命化対策業務</li> <li>・ 国，県からの河川占用，砂利採取認可の意見照会に関する業務</li> <li>・ 特殊車両通行許可に関する業務</li> <li>・ 手数料等収納業務</li> <li>・ 庶務事務</li> <li>・ 予算・決算業務</li> </ul>			
<b>【休止業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災訓練に関する業務</li> <li>・ 信濃川フェスティバル，信濃川クリーン作戦，道路ふれあいコーナーに関する業務</li> <li>・ 河川・海岸に関する協議会，同盟会に関する業務</li> <li>・ 他自治体との担当者会議や庁内担当者会議及びシンポジウムなどへの出席</li> </ul>			

## 業務選定表（土木部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	道路計画課	現職員数	22人
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 職員の健康状態の把握（職員の出勤状況や罹患状況の把握）</li><li>・ 出勤率減少に伴う課内での人員・配置調整</li></ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 災害発生時及び警報・注意報等発令時における配備体制業務</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 現年度予算・事業の執行進行管理業務</li><li>・ 国土交通省との連絡調整業務</li><li>・ 国庫補助事業に関する業務</li><li>・ 補償契約等の関係権利者との交渉業務</li><li>・ 庶務事務</li><li>・ 予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 道路整備促進団体の各種会議への参加</li><li>・ 協議会、同盟会事務局業務 等上記以外の業務</li></ul>			

## 業務選定表（土木部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	公園水辺課	現職員数	10人
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の健康状態の把握（職員の出勤状況や罹患状況の把握）</li> <li>・ 出勤率減少に伴う課内での人員・配置調整</li> </ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生時及び警報・注意報等発令時における配備体制業務</li> </ul>			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助（交付金）事業に関する業務</li> <li>・ 現年度予算・事業の執行進行管理業務</li> <li>・ アメリカシロヒトリ防除等委託業務に関すること</li> <li>・ 庶務事務</li> <li>・ 予算・決算業務</li> </ul>			
<b>【休止業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共催イベント（萬代橋チューリップフェスティバル・春・秋の緑化イベント）</li> <li>・ 市民協働業務（市民記念植樹・信濃川やすらぎ堤チューリップ植栽事業）</li> <li>・ 緑化審議会</li> <li>・ 勉強会・説明会の開催・参加</li> <li>・ 各種会合・研修等への参加</li> <li>・ その他記載外の業務</li> </ul>			

## 業務選定表（土木部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	技術管理課	現職員数	9人
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 職員の健康状態の把握（職員の出勤状況や罹患状況の把握）</li><li>・ 出勤率減少に伴う課内での人員・配置調整</li></ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 防災・危機管理関係業務：災害配備に関する対応</li><li>・ 土木建築工事の積算基準に関する事項</li><li>・ 土木建築工事の積算単価に関する事項</li><li>・ 設計積算システムの管理に関する事項</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国交省関係等の会計実地検査に関する事項（関係機関との調整を図りながら）</li><li>・ 総合評価の管理運営に関する事項（関係所属との調整を図りながら）</li><li>・ 国交省関係の労務費調査などに関する事項（関係機関との調整を図りながら）</li><li>・ 工事の資材単価等の市場調査に関する事項（関係機関との調整を図りながら）</li><li>・ 積算書等の情報公開に関する事項</li><li>・ 土木建築工事の標準仕様書，技術基準に関する事項</li><li>・ C A L S / E Cに関する事項</li><li>・ 公共工事のコスト縮減に関する事項</li><li>・ 公共工事環境配慮指針に関する事項</li><li>・ 庶務事務</li><li>・ 予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 土木建築工事に係る各種協議会等に関する事項</li><li>・ 土木建築工事の新技术，新工法に関する事項</li><li>・ 技術職員の研修に関する事項</li><li>・ 建設副産物に関する事項</li></ul>			

## 業務選定表（土木部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	東・西部地域土木事務所 維持管理課	現職員数	29人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 職員の健康状態の把握（職員の出勤状況や罹患状況の把握）</li><li>・ 出勤率減少に伴う課内での人員・配置調整 （直営道路パトロールに関する人員配置調整は西部に限る）</li><li>・ 工事請負業者への対応確認</li><li>・ 道路管理委託業者への対応確認</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 道路パトロール</li><li>・ 大雨、洪水、地震等の災害対応</li><li>・ 除雪業務</li><li>・ 道路陥没等の緊急対応業務</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 庶務事務</li><li>・ 予算・決算業務 （緊急性を要しない下記の案件）</li><li>・ 委託業務及び工事発注業務</li><li>・ 他機関との調整、協定業務</li><li>・ 工事、委託の検査業務</li><li>・ 苦情対応</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 上記以外の業務</li></ul>			

## 業務選定表（土木部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	東・西部地域土木事務所 建設課	現職員数	41人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 職員の健康状態の把握（職員の出勤状況や罹患状況の把握）</li><li>・ 出勤率減少に伴う課内での人員・配置調整</li><li>・ 施工中の工事を停止する調整及び安全確認（施工中の工事がある場合）</li><li>・ 工事及び委託請負業者への情報提供業務</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 危機管理に関する土木部内及び関係部署との調整業務</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 調査、設計及び積算業務</li><li>・ 諸機関との調整、協議業務</li><li>・ 建設工事の監督業務</li><li>・ 専決工事、業務委託の検査業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 上記以外の業務</li></ul>			

## 業務選定表（下水道部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	経営企画課	現職員数	16人
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部内各所属の状況把握及び応援体制の整備</li> <li>・ 出勤率減少に伴う課内での人員調整</li> <li>・ 職員の健康状況の把握</li> </ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受益者負担金賦課業務</li> <li>・ 下水道使用料に関する事務</li> <li>・ 国庫補助に関する事務</li> <li>・ 起債に関する事務</li> <li>・ 下水道事業の経理事務</li> <li>・ 資金計画及び一時借入金事務</li> <li>・ 公金及び有価証券の出納保管</li> </ul>			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水洗化普及・助成事務</li> <li>・ 広報に関する事務</li> <li>・ 予算・決算に関する事務</li> <li>・ 企業出納員異動報告・領収印の管理</li> <li>・ 流域下水道負担金に関する事務</li> <li>・ 固定資産の管理・減価償却</li> <li>・ 例月監査事務</li> <li>・ 下水道企業会計システム入力事務</li> <li>・ 取扱金融機関に関する事務</li> <li>・ 各種調査・照会等に関する事務</li> <li>・ 庶務事務</li> </ul>			
<b>【休止業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「下水道の日」イベント</li> <li>・ 大都市会議等</li> </ul>			



## 業務選定表（下水道部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少 ②流行期間は約2カ月間を想定

課名	下水道計画課	現職員数	10人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 職員の健康状況の把握</li><li>・ 出勤率減少に伴う課内での人員調整</li><li>・ 業務担当の調整</li><li>・ インフルエンザウイルスによる下水流入水および放流水に関する影響調査</li><li>・ 施設管理に関する状況把握</li><li>・ 建設工事に関する状況把握</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国、県、他都市などの関係機関への対応</li><li>・ 下水道情報及び大雨などによる地元対応</li><li>・ 処理開始区域の公告</li><li>・ 住民・事業者からの既設下水道管及び下水道計画に関する情報提供</li><li>・ 防水板設置等助成・住宅嵩上げ助成の受付業務</li><li>・ 社会資本整備総合交付金の概算要望・本要望報告及び部内調整</li><li>・ 実施計画に係る調書など重要調書の作成</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 下水道事業及び計画に関する関係機関協議</li><li>・ 委託業務に関する打ち合わせ</li><li>・ 監査報告・決算報告などの庁内資料作成</li><li>・ 庶務事務</li><li>・ 予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 下水道事業及び計画に関する地元説明会</li><li>・ 下水道関連大都市会議及び研修会への参加</li><li>・ イベント、施設見学会、出前講座など</li></ul>			



## 業務選定表（下水道部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	東部・西部 地域下水道事務所 普及推進課	現職員数	東部地域 10人 西部地域 10人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・出勤率減少に伴う課内での人員調整（非常勤職員・再任用職員を含む）</li> <li>・排水設備等に関する各種申請書や使用開始届の提出を郵送で行うよう、指定工事店に対し要請。</li> <li>・職員の健康状態の確認、把握</li> </ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者負担金・分担金の収納                      ・国庫交付金の請求業務</li> <li>・排水設備の竣工検査</li> <li>・融資、助成の受付、支払</li> <li>・使用料の新規賦課入力</li> <li>・補償、工事費等の契約・支払</li> <li>・苦情対応</li> </ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査（受益者負担金・分担金、漏水、屋外水栓、地下水等）</li> <li>・庶務事務</li> <li>・予算・決算業務</li> </ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種説明会（処理開始、私道公共、工事等）</li> <li>・戸別訪問勧奨業務</li> <li>・なんでも相談窓口（西蒲区・出張所）</li> </ul>			

## 業務選定表（下水道部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	東部・西部地域下水道事務所 建設課	現職員数	東部地域 15人 西部地域 28人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新型インフルエンザに関する情報収集</li><li>・ 所属職員の健康状態の確認・把握</li><li>・ 所属職員に対する感染防止対策等の意識啓発</li><li>・ 出勤率減少に伴う課内での人員調整・要員確保（人員体制の見直し）</li><li>・ 工事・委託請負業者の業務体制の確認・把握</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 工事に伴う市民（苦情）対応</li><li>・ 大雨等の災害に伴う対策・対応</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 下水道管渠工事の設計及び施行に関する業務（現在工事中のもの）</li><li>・ 下水道管渠工事に係る委託業務（現在委託中のもの）</li><li>・ 庶務事務</li><li>・ 予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 下水道管渠工事の設計，施行及び委託に関する業務（新規のもの）</li><li>・ 下水道管渠工事に係る委託業務（新規のもの）</li><li>・ 工事に関する地元説明</li></ul>			

## 業務選定表（下水道部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	下水道管理センター 維持管理課	現職員数	26人
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道管理センター職員の健康状態の確認，報告及び届出の処理業務</li> <li>・緊急対応施工業者の社内状況の確認による協力体制の確立</li> <li>・市管路管理業協会への協力要請</li> <li>・所属職員の健康状態の確認・把握</li> <li>・出勤率減少に伴う人員調整</li> </ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・占用許可に関する業務</li> <li>・大雨や地震など災害時等における緊急対応に関する業務</li> <li>・本管・汚水樹取り付け管の詰まり解消や道路陥没等緊急に対応しなければならない業務</li> <li>・市民からの苦情対応及び相談業務</li> <li>・汚水樹・雨水樹取付管布設工事</li> <li>・開発行為事前協議・竣工検査業務等</li> </ul>			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市下水路補修工事</li> <li>・都市下水路及び管理用地の除草委託業務</li> <li>・都市下水路及び調整池の排土工事</li> <li>・庶務事務</li> <li>・予算・決算業務</li> </ul>			
<b>【休止業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道管渠更生工事</li> <li>・下水道本管移設工事</li> <li>・下水道管渠引継ぎ業務</li> <li>・下水道台帳作成業務</li> <li>・私設排水路整備助成金</li> </ul>			

## 業務選定表（下水道部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想

課名	下水道管理センター 施設管理課	現職員数	47人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事請負者の感染状況の把握</li> <li>・ 維持管理業務受託者の感染状況の把握</li> <li>・ 施設見学者の来場制限</li> <li>・ 施設見学の休止についての連絡、広報</li> <li>・ 所属職員の健康状態の把握・確認</li> <li>・ 出勤率減少に伴う人員調整</li> </ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計及び積算</li> <li>・ 施工管理</li> <li>・ 予算要望</li> <li>・ 国庫補助金の申請</li> <li>・ ポンプ場の運転及び維持管理</li> <li>・ 雨水災害への対策と緊急出動態勢の維持</li> <li>・ 民間委託業務の監督及び履行確認</li> <li>・ 処理場の運転及び維持管理 ・ 処理場機能継続のための燃料と消耗品の発注</li> <li>・ 緊急工事</li> </ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工管理（現場立会い等）</li> <li>・ 緊急工事以外の修理及び修繕工事の発注</li> <li>・ 処理場の維持管理受託者との定期打合せ（手段の変更：メール等で打合せを行う。）</li> <li>・ 庶務事務</li> <li>・ 予算・決算業務</li> </ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修及び出張</li> <li>・ 施設見学者の受け入れ</li> </ul>			

## 業務選定表（総務部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	総務課	現職員数	34人
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部内各所属の状況把握及び応援体制の整備</li> <li>・ 所属職員の健康状態の把握・確認</li> <li>・ 出勤率減少に伴う人員調整</li> <li>・ 公用車両の消毒</li> </ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郵便物集配業務</li> <li>・ 公告式，市公報業務</li> <li>・ 条例公布業務</li> <li>・ 公印審査業務</li> <li>・ 文書の收受，発送業務</li> <li>・ 庁舎警備，清掃業務 (エレベーターボタン等の消毒強化，ゴミ管理の徹底及び回収時の注意徹底を含む)</li> <li>・ 電話交換業務</li> <li>・ 情報公開制度関係（請求受付，担当送付）</li> <li>・ 個人情報保護制度関係（請求受付，担当送付）</li> <li>・ 二役の送迎</li> </ul>			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ふるさと応援寄付金業務</li> <li>・ 後援業務</li> <li>・ 貸出車及び庁用車の必要最小限の運行</li> <li>・ 庶務事務</li> <li>・ 予算・決算業務</li> </ul>			
<b>【休止業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統計調査業務（国，県と要協議）</li> <li>・ 憲法記念市民のつどい</li> <li>・ 広島平和記念式典派遣研修</li> <li>・ 原爆犠牲者追悼式</li> <li>・ 平和イベント（「平和と声に出して集まりましょう」，平和祈念碑献花式）</li> <li>・ 市の区域に関する業務</li> <li>・ 情報公開システム運用（公開用目録チェック）</li> <li>・ 行政資料コーナー管理</li> <li>・ 公示設計書のCD提供</li> <li>・ 附属機関の会議開催 新潟市個人情報保護審議会 新潟市情報公開・個人情報保護審査会 新潟市情報公開制度運営審議会</li> <li>・ バスの運行（イベント等に係るもの等）</li> </ul>			

## 業務選定表（総務部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	行政経営課	現職員数	11人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 所属職員の健康状態の把握・確認</li><li>・ 出勤率減少に伴う人員調整</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 庶務事務</li><li>・ 予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 行政経営改革に関する業務</li><li>・ 民間委託等の推進に関する業務</li><li>・ 指定管理者制度の導入推進に関する業務</li><li>・ 外郭団体の指導調整に関する業務</li><li>・ 法令遵守体制の推進に関する業務</li><li>・ 行政組織及び職務権限に関する業務</li><li>・ 行政評価に関する業務</li><li>・ 品質及び環境マネジメントシステムの運用管理に関する業務</li><li>・ その他行政経営に関する業務</li></ul>			

## 業務選定表（総務部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	法制課	現職員数	6人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 所属職員の健康状態の確認・把握</li><li>・ 出勤率減少に伴う人員調整</li><li>・ 受託業者の業務継続体制の確認</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 例規審査</li><li>・ 訴訟等事務</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 法律相談</li><li>・ 例規集更新</li><li>・ 庶務事務</li><li>・ 予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 協議会出席</li><li>・ 研修参加</li></ul>			

## 業務選定表（総務部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	IT推進課	現職員数	22人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・所属職員の健康状態の把握・確認</li><li>・出勤率減少に伴う人員調整</li><li>・統合型地理情報システム運用（感染症発生時の情報提供の整備）</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・公共施設予約システム運用</li><li>・統合型地理情報システム運用</li><li>・中央電子計算機運用</li><li>・汎用連携データベースシステム運用</li><li>・財務会計システム運用</li><li>・中央電子計算機機器更新, 保守管理</li><li>・情報通信ネットワーク運用</li><li>・総合行政ネットワーク運用</li><li>・インターネットシステム運用</li><li>・グループウェアシステム運用</li><li>・情報系パソコン等運用</li><li>・電子申請・届出システム運用</li><li>・文書管理システム運用</li><li>・電子収納システム運用</li><li>・データセンター運用（入館等管理）</li><li>・情報セキュリティポリシー運用（ネットワークの管理, ウィルス対策等）</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・支払事務等庶務関係業務</li><li>・予算・決算関係業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・職員IT研修</li><li>・セキュリティポリシー運用(研修, 点検, 訓練, 監査業務等)</li></ul>			

## 業務選定表（総務部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	人事課	現職員数	14人
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 部内、区内で応援体制の調整が困難な場合の協議先</li><li>・ 所属職員の健康状態の把握・確認</li><li>・ 出勤率減少に伴う人員調整</li></ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 職員の任免に関する業務</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 庶務事務</li><li>・ 予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 職員の懲戒、身分に関する業務</li><li>・ 職員の定数、配置に関する業務</li><li>・ 職員の研修に関する業務</li></ul>			

## 業務選定表（総務部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	職員課	現職員数	18人
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 所属職員の健康状態の把握・確認</li><li>・ 出勤率減少に伴う人員調整</li></ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 職員の健康管理に関する事項（健康状態の把握、情報収集 等）</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 職員の安全衛生に関する事項（職場環境の関係）</li><li>・ 職員の恩給、退職年金及び給与に関する事項（必要最低限の支給事務に限定）</li><li>・ 社会保険の手続き等に関する業務（雇用保険、厚生年金、共済組合 等）</li><li>・ 庶務事務</li><li>・ 予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 職員の福利厚生に関する事項・新潟県市町村職員共済組合に関する事項 (法定の期限等に関しては、相手先との協議による。)</li><li>・ 職員互助会や職員生活協同組合に関する事項 (生命保険料や購入済の代金等の払い込みについては、相手先との協議による。)</li><li>・ 職員の公務災害補償に関する事項</li><li>・ 地方公務員災害補償基金新潟市支部に関する事項</li><li>・ 職員の旅費、退職手当、児童手当及び子ども手当に関する事項</li><li>・ 職員の被服貸与に関する事項 等</li></ul>			

## 業務選定表（財務部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	財務課	現職員数	21人
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 部内各所属の状況把握及び応援体制の整備</li><li>・ 出勤率減少に伴う課内での人員調整</li><li>・ 所属職員の健康状態の確認・把握</li><li>・ 新型インフルエンザ対応に必要な予算的問題点への対応（予算調整，議会調整等）</li></ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 部内の事務事業の総合調整に関する事務</li><li>・ 予算編成・執行監督に関する事務</li><li>・ 地方交付税に関する事務</li><li>・ 市議会に関する事務</li><li>・ 決算に関する事務</li><li>・ 地方債の借入れ・償還に関する事務</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 財政運営に関する企画・調整に関する事務</li><li>・ 財政計画の作成に関する事務</li><li>・ (財)新潟市開発公社に関する事務</li><li>・ 監査委員に関する事務</li><li>・ 基金に関する事務</li><li>・ 宝くじに関する事務</li><li>・ 庶務事務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 財政制度の調査・研究に関する事務</li><li>・ 各種調査・照会に関する事務</li></ul>			

## 業務選定表（財務部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	財産管理運用課	現職員数	11人
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 職員の健康状況の把握・確認</li><li>・ 出勤率減少に伴う人員調整</li></ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 公有財産の取得、管理及び処分（の総括並びに評価に関する事項</li><li>・ 公有地の利用計画（用途廃止に伴う土地利用に関する事項を含む。）に関する事項</li><li>・ 財産評価審査会に関する事項</li><li>・ 普通財産の管理及び処分（他の課及び機関の所管するものを除く。）に関する事項</li><li>・ 土地・財産活用担当部長及び土地・財産活用担当部長が指揮監督する関係職員の庶務に関する事項</li><li>・ 法定外公共物の総括に関する事項（土木部土木総務課の所管するものを除く。）</li><li>・ 機能を失った法定外公共物の管理及び処分（他の課及び機関の所管するものを除く。）に関する事項</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 普通財産の取得（他の課及び機関の所管するものを除く。）に関する事項</li><li>・ 普通財産の利用計画に関する事項</li><li>・ 公有財産台帳（管理システムを含む。）に関する事項</li><li>・ 庶務事務</li><li>・ 予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			

## 業務選定表（財務部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	用地総務課	現職員数	13人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・出勤率減少に伴う課内での人員調整</li><li>・所属職員の健康状態の確認・把握</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・公有地の拡大に関する法律（昭和47年法律第66号）の規定による届出等に関する事項</li><li>・土地収用法（昭和26年法律第219号）、公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に係る公告縦覧等に関する事項</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・土地基金及び土地取得事業会計に関する事項</li><li>・測量及び損失補償積算の委託発注に関する事項</li><li>・新潟市土地開発公社に関する事項（貸付け及び債務保証に関する事項）</li><li>・用地取得に伴う土地の評価及び補償基準に関する事項</li><li>・不動産鑑定評価業務の委託発注に関する事項</li><li>・庶務事務</li><li>・予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・公共用地の取得計画に関する事項</li><li>・代替地の登録に関する事項</li><li>・用地対策連絡会に関する事項</li><li>・土地情報の収集及び提供に関する事項</li></ul>			

## 業務選定表（財務部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	用地対策課	現職員数	19人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・出勤率減少に伴う課内での人員調整</li><li>・所属職員の健康状態の確認・把握・予防</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・用地取得業務全般<ul style="list-style-type: none"><li>補償積算業務</li><li>地権者への交渉・説明業務（個人交渉）</li><li>契約締結業務</li><li>用地取得等の支払い業務</li></ul></li></ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・庶務事務</li><li>・予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・地権者への交渉・説明業務（集団交渉）</li></ul>			

## 業務選定表（財務部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	契約課	現職員数	12人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・出勤率減少に伴う課内での人員調整</li><li>・所属職員の健康状態の確認・把握</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・工事、物品購入の入札・契約事務</li><li>・入札参加登録事務（小規模工事含）</li><li>・部内審査会</li><li>・燃料油の上限単価の提示</li><li>・用品の取りまとめ</li><li>・庶務事務</li><li>・予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・入札監視委員会</li><li>・各種研修会</li><li>・優良工事表彰</li><li>・不用物品売り払い</li></ul>			

## 業務選定表（財務部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	税制課	現職員数	27人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・所属職員の健康状態の把握・確認</li><li>・罹患職員を除く所属職員の出勤体制の作成と指示</li><li>・窓口業務の休止に伴う執務室の掲示等の変更、各種広報</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・納税通知書・税額通知書の発送（通年）</li><li>・法人市民税調定処理業務</li><li>・事業所税調定処理業務</li><li>・税証明発行のためのシステム維持業務（郵送請求に係る税証明発行対応のため）</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・給与支払報告書の受付業務（窓口業務の休止）</li><li>・法人市民税申告受付業務（窓口業務の休止）</li><li>・事業所税申告受付業務（窓口業務の休止）</li><li>・軽自動車税申告書パンチ処理業務（パンチ処理の休止）</li><li>・庶務事務</li><li>・予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・固定資産評価審査委員会の審査の中断</li><li>・税務関係会議への欠席</li><li>・各種の照会回答業務の休止</li></ul> <p>※各区税務課における個人市・県民税申告受付の休止・中断に伴い、当初納税通知書の発送時期及び納期の変更等の可能性あり。</p>			

## 業務選定表（財務部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	資産税課	現職員数	22人
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・所属職員の健康状態の把握・確認</li> <li>・罹患職員を除く所属職員の出勤体制の作成と指示</li> <li>・窓口業務の廃止に伴う掲示等の変更，各種広報</li> </ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初納税通知書等の発送業務（通年）</li> <li>・固定資産税システムの管理・運用（通年）</li> <li>・固定資産（償却資産）の評価・賦課業務（通年）</li> </ul>			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・償却資産の申告受付業務（窓口業務の休止）</li> <li>・庶務事務</li> <li>・予算・決算業務</li> </ul>			
<b>【休止業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務関係会議への欠席</li> <li>・各種の照会回答業務の休止</li> </ul> <p>※縦覧業務の休止・中断に伴い，当初納税通知書の発送時期の延期等の可能性あり。</p>			

## 業務選定表（財務部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	納税課	現職員数	63人
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 所属職員の健康状態の把握・確認</li><li>・ 罹患職員を除く所属職員の出勤体制の作成と指示</li><li>・ 窓口業務の廃止に伴う執務室の掲示等の変更</li></ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 電算システムの保守管理（税収納オンラインシステム及び税収納支援システム）</li><li>・ 市税収納業務（公金管理等）</li><li>・ 滞納整理、滞納処分業務（督促状発送、交付要求、差押等調書送達など）</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 電話催告業務</li><li>・ 庶務事務</li><li>・ 予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 一斉催告文書発送業務及びそれに伴う納税相談窓口業務</li><li>・ 税務関係会議への欠席</li><li>・ 各種照会回答業務の休止</li></ul> <p>* 各種市税の賦課期日変更等に伴う督促状発送の調整。</p>			

## 業務選定表（財務部）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	工事検査センター	現職員数	10人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・出勤率減少に伴う課内での人員調整</li><li>・所属職員の健康状態の確認・把握</li><li>・検査体制に対する問合せ対応</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・支払いに伴う検査業務（しゅん工検査，出来形検査）</li><li>・工事検査業務に関する掲示板，メールの確認と対応（文書管理等）</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・中間技術検査</li><li>・部分使用検査</li><li>・庶務事務</li><li>・予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・工事点検</li><li>・監督員，担当係長研修会</li><li>・指定検査員研修会</li><li>・工事入札内訳書審査</li></ul>			

## 業務選定表（秘書課）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	秘書課	現職員数	7人
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・市長・副市長の健康状態確認・把握</li><li>・市長・副市長への感染防止対策（消毒液設置、マスク着用等）</li><li>・所属職員の健康状態の把握・確認</li><li>・出勤率減少に伴う人員調整</li><li>・電話対応の応援要請</li><li>・感染症対策本部との連絡調整</li></ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・市長・副市長の日程調整業務</li><li>・市長・副市長の執務環境整備</li><li>・情報の収集及び市長・副市長への情報提供</li><li>・市長・副市長からの各部等への指示伝達</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・ホームページ等の更新</li><li>・市長・副市長の表敬受け</li><li>・庶務事務</li><li>・予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・新潟市表彰 表彰式</li></ul>			

## 業務選定表（区役所地域グループ）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

グループ	地域グループ	現職員数	別紙のとおり
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所属職員の健康状態の確認・把握</li> <li>・ 出勤率減少に伴う人員調整</li> <li>・ 電話対応による市民への情報提供</li> <li>・ 自治会等に対する集団で行う活動の自粛要請</li> <li>・ 各種団体が開催する各種イベント等の自粛要請</li> <li>・ 所管施設の休業及びイベント等休止の周知</li> </ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管施設との連絡調整</li> <li>・ 指定管理者の監督</li> <li>・ 区バス（中央区を除く）、住民バス（東区、秋葉区、西蒲区を除く）の運行（※運行委託事業者の運転手の確保ができる場合）</li> </ul>			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年度委託契約等の支払いや雑入等の調定</li> <li>・ 区バス（中央区を除く）、住民バス（東区、秋葉区、西蒲区を除く）の運行</li> <li>・ 区長への手紙</li> <li>・ 区役所だよりの発行</li> <li>・ 区ホームページ総括管理</li> <li>・ 自治会事務委託</li> <li>・ 自治会等集会所建設補助金</li> <li>・ 地区スポーツ振興会補助金</li> <li>・ 自治会等集会所施設（用地）借上補助金</li> <li>・ 地縁団体の認可</li> <li>・ 地域活動等傷害見舞金</li> <li>・ コミュニティ協議会運営助成金、事業補助金</li> <li>・ コミュニティ協議会の運営及び事業の支援</li> <li>・ コミュニティ助成事業補助金</li> <li>・ 市民公益活動補助金</li> <li>・ 防犯灯補助金（北区、南区、西蒲区を除く）</li> <li>・ 地域活動費補助金の申請等取次ぎ</li> <li>・ 合併建設計画事業（東区、中央区を除く）</li> </ul>			

**【縮小業務】**

新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務

- ・所管施設の維持管理及び利用申請受付等
  - 北 区：コミュニティセンター，豊栄博物館，水の駅「ビュー福島潟」及び水の公園福島潟，北区文化会館，区内体育施設，
  - 東 区：コミュニティセンター，コミュニティハウス，臨空船江会館，区内体育施設
  - 中央区：コミュニティセンター，コミュニティハウス，市民プラザ，旧日本銀行新潟支店長役宅，万代市民会館，区内体育施設，日和山
  - 江南区：コミュニティセンター，地域生活センター，区内体育施設
  - 秋葉区：コミュニティセンター，新津地域交流センター，新津地区市民会館，新津地域学園，鉄道資料館，石油の世界館，小須戸地区ふれあい会館，区内体育施設
  - 南 区：地域生活センター，旧笹川家住宅及び曾我・平澤記念館，区内体育施設
  - 西 区：コミュニティセンター，コミュニティハウス，区内体育施設
  - 西蒲区：巻文化会館，巻郷土資料館，潟東ゆう学館，潟東樋口記念美術館，潟東歴史民俗資料館，中之口先人館，澤将監の館，岩室歴史民俗史料館，岩室すこやかセンター，区内体育施設
- ・戸籍謄抄本及び住民票写しの交付申請の取次ぎ及び受け渡し（北区：コミュニティセンター3カ所，秋葉区：新津地域交流センター，南区：地域生活センター9カ所）
- ・税務証明，老人医療費等の取次ぎ及び受け渡し（南区：地域生活センター9カ所）
- ・収蔵資料の整理，保存（北区：豊栄博物館，西蒲区：巻郷土資料館，潟東樋口記念美術館，潟東歴史民俗資料館，中之口先人館，澤将監の館，岩室歴史民俗史料館）
- ・地域振興事業補助金（北区）
- ・新潟，古町芸妓文化の活用による中央区賑わい創出事業補助金（中央区）
- ・行政情報ラジオ番組等の放送業務（秋葉区）
- ・ぼかぼかラジオ活用事業（西蒲区）
- ・山村振興法に関する事務（西蒲区）
- ・庶務事務
- ・予算・決算業務

**【休止業務】**

新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務

- ・区自治協議会
- ・区ビジョンまちづくり計画及び合併建設計画（中央区，東区を除く）の進行管理
- ・男女共同参画推進員企画事業
- ・バス交通その他の生活交通に係る企画及び調整（区バス，住民バスの運行業務を除く。）
- ・陳情，請願処理
- ・動く市政教室利用団体との調整（中央区を除く）
- ・まちづくりトーク支援
- ・市長の区役所ミーティング
- ・区長と語る会（区政懇談会，地区懇談会）
- ・統計功労者表彰伝達
- ・基幹統計調査業務
- ・自治会長，町内会長への感謝の集い
- ・所管施設の貸出，目的外使用許可等

## 【休止業務】

新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務

- ・学校開放
- ・特色ある区づくり予算において実施する各種事業
- ・各種イベント
  - 北 区：企画展，展示解説会，講座，教室，フォーラム，福島潟駅伝競走大会，豊栄マラソン大会，元旦歩こう会，北区文化会館自主事業
  - 東 区：区民まつり，健康ウォーク，農業体験，ミズアオイ植栽事業・講座，教室，フォーラム，コミセン・コミハ・体育施設の自主事業等
  - 中央区：えんでこまち歩き，夕日ウォーク，とやの物語，所管施設を会場とするイベント及び自主事業等
  - 江南区：健康ウォーク，なわとびチャンピオン大会等
  - 秋葉区：非核平和絵画展，産学官連携地域交流講座，石油に関する講演会&野外見学会，区主催各種スポーツ大会，青少年スポーツ教室及びその他の教室，新津カップサッカー大会，スポーツ振興大会等
  - 南 区：美術展，月潟駅伝大会，白根マラソン大会，月潟元旦マラソン，区長杯少年少女スポーツ大会，和楽器コンサート，講演会，音楽祭等
  - 西 区：大学連携プロジェクト・西区，環境スクール等
  - 西蒲区：スポーツ教室及び事業，企画展，巻文化会館自主事業，講座，コミュニティ交流会等
- ・スポーツ関係団体の事務局事務（区スポーツ振興会，区体育協会，区体育指導委員）
- ・コミュニティバスの運行（北区）
- ・豊栄統計調査員協議会支援事務（北区）
- ・官公署長等懇談会（北区）
- ・ふるさと融資の借入金残高状況調査（北区，西蒲区）
- ・自治会長連合会総会等の各種会合（北区，西蒲区）
- ・区内コミュニティ協議会連絡会（東区）
- ・コミ協・自治連合会・コミセン・コミハ・総会等の各種会合（東区）
- ・自治会，町内会長会議（東区，江南区）
- ・亀田郷土資料館の管理運営（江南区）
- ・秋葉区登録調査員協議会支援事務（秋葉区）
- ・食育，健康づくり関係事業（西区）
- ・収蔵品の公開（西蒲区）
- ・首都圏えちご蒲原会支援事業（西蒲区）
- ・情報格差解消支援関係事務（西蒲区）
- ・難視聴地区対策関係事務（西蒲区）
- ・巻原子力発電関係事務（西蒲区）

## 区役所地域グループ現職員数

区	課	人数
北 区	地域課	23 人
東 区	地域課	19 人
中央区	地域課	23 人
江南区	地域課	15 人
秋葉区	地域課	21 人
南 区	地域課	18 人
西 区	地域課	20 人
西蒲区	地域課	20 人

※再任用職員含む。再雇用職員，併任職員除く。

## 業務選定表（区役所区民生活グループ）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

グループ	区民生活グループ	現職員数	別紙のとおり
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・出勤率減少に伴う課内での人員調整</li> <li>・執務室の配置見直し</li> <li>・所属職員の健康状態の確認・把握</li> </ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍謄抄本，住民票の写し等の諸証明書の交付に関する業務</li> <li>・印鑑登録，公的個人認証に関する業務</li> <li>・住民異動届，国保加入・脱退に関する業務</li> <li>・諸証明に係る公用請求及び郵便請求，電話予約に関する業務</li> <li>・ドメスティック・バイオレンス，ストーカー行為等による被害者支援に関する業務</li> <li>・出生届，婚姻届等の戸籍届に関する業務及び外国人登録業務</li> <li>・国民年金に係る届出の受付業務</li> <li>・国民健康保険・老人医療費の資格と給付の受付業務</li> <li>・国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者保険料・の収納及び納付相談業務</li> <li>・一般廃棄物の収集運搬・相談など窓口業務</li> <li>・河川や湖沼の水質汚濁の防止及び光化学スモッグなど大気汚染の防止の連絡調整業務</li> <li>・一般廃棄物についての苦情の受付業務</li> <li>・埋火葬，改葬許可及び火葬場利用許可に関する業務</li> <li>・自動車の臨時運行許可に関する業務</li> </ul>			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音・振動等公害の苦情の現地調査(窓口相談は除く)</li> <li>・犬の登録及び狂犬病予防注射業務</li> <li>・住居表示及び町字名に関する業務</li> <li>・庶務事務　・予算・決算業務</li> </ul>			
<b>【休止業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳等の閲覧に関する業務</li> <li>・住民実態調査業務</li> <li>・弁護士法律相談業務</li> <li>・環境教育及び環境学習に関する事項</li> <li>・鳥屋野潟・佐潟・福島潟等の一斉清掃事業</li> <li>・環境講演会などごみの減量化及びリサイクルの啓発事業</li> <li>・鳥屋野ものがたりなど環境啓発事業</li> <li>・環境衛生組織(住み良い郷土推進協議会)の総会・役員会・研修会など環境啓発事業</li> <li>・連絡所等窓口業務</li> </ul>			

## 区役所区民生活グループ現職員数

区	課	人数
北 区	区民生活課	22 人
東 区	区民生活課	28 人
中央区	区民生活課	59 人
江南区	区民生活課	23 人
秋葉区	区民生活課	26 人
南 区	区民生活課	17 人
西 区	区民生活課	26 人
西蒲区	区民生活課	20 人

注意 再任用職員は、人数から除外しています。

## 業務選定表（区役所健康福祉グループ）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

グループ	健康福祉グループ	現職員数	別紙のとおり
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の健康状態の確認と把握</li> <li>・ 職員配置の見直し（窓口業務担当の職員数を確保）</li> <li>・ 電話相談体制の充実</li> <li>・ 関係施設、部署との連絡調整</li> <li>・ 感染防護資機材の確保</li> <li>・ 積極的疫学調査、濃厚接触者の健康監視など、感染症拡大防止に関する業務</li> <li>・ 介助者がいない在宅療養者の早期把握</li> <li>・ 在宅療養者（高齢者・障害）への生活支援、搬送、死亡時の対応</li> <li>・ 緊急・24時間保育（家族の罹患や就労などによる、養育者不在の乳幼児に対する）</li> <li>・ 窓口業務の郵送による申請への切り替え、及び相談業務の電話相談への切り替えの広報</li> </ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文書（郵便物等）の收受・発送</li> <li>・ 支払い、庶務業務</li> <li>・ 障害者の短期入所、一時預かりの調整業務</li> <li>・ 障害者手帳の新規受付、交付業務</li> <li>・ 県障、更生医療等受付業務</li> <li>・ 障害福祉手当等支払い業務</li> <li>・ 高齢者の居宅介護、施設入所等の措置に関する業務</li> <li>・ 高齢者及び児童虐待防止業務</li> <li>・ 保健、福祉における訪問・相談・指導業務（重大性、緊急性のあるもの）</li> </ul>			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<p>* 申請業務は郵送に切り替え、相談業務は電話相談に切り替える</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時要援護者名簿業務</li> <li>・ 日赤業務（社資募集）</li> <li>・ 障害者程度区分審査会業務</li> <li>・ 高齢・障害者在宅福祉サービス業務</li> <li>・ 補装具、日常生活用具等給付業務</li> <li>・ 老人デイサービスセンターに関する業務</li> <li>・ 地域包括支援センター業務</li> <li>・ 介護保険被保険者の資格管理業務</li> <li>・ 介護保険認定に関する業務</li> <li>・ 介護保険の保険給付業務</li> </ul>			

**【縮小業務】**

新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務

- ・介護保険サービスについての苦情処理等に関する業務
- ・拠点保育園以外の保育園臨時休業
- ・放課後児童クラブの運営業務
- ・保育園入園に係る業務
- ・児童扶養手当，ひとり親家庭等医療費助成，母子寡婦福祉資金貸付等の申請業務
- ・子ども手当，子ども医療費助成などの申請業務
- ・特定疾患，小児慢性疾患，養育・育成医療に関する申請業務
- ・母子，成人保健における相談・訪問・面接
- ・結核・感染症業務

**【休止業務】**

新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務

- ・健康福祉計画の推進協議会及び地域での説明会業務
- ・各区共通の区づくり事業
- ・講演会，研修会，出張等
- ・日赤業務（社資募集以外）
- ・保護司会業務
- ・自立支援協議会等会議
- ・訪問入浴サービス業務
- ・他団体申請業務（NHK，高速道路，生計同一証明等）
- ・福祉サービス利用に伴う聞き取り調査
- ・障害者住宅リフォーム，自動車改造，通所費，自動車燃料費等助成業務
- ・老人居室等整備資金の融資及び高齢者住宅リフォーム助成業務
- ・地域ケア会議業務
- ・高齢者の社会参加活動及び生きがい対策業務
- ・敬老事業業務
- ・高齢者入浴券の交付業務
- ・老人福祉センター及び老人憩の家利用証の交付業務
- ・介護保険事業の啓発業務
- ・子育て支援センター
- ・児童センター，児童館
- ・子育て応援ひろば
- ・予防接種業務
- ・乳幼児健診業務（股関節，1．6歳児，3歳児，すくすく健診など）
- ・歯科保健関係業務（お誕生歯科，フッ素など）
- ・講習会・相談・教育関連で住民を集めて行なう業務（安産，リハビリ教室，育児相談など）
- ・特定健診，がん検診，成人歯科健診などの各種健診業務
- ・母子健康手帳や健診受診券，栄養士免許などの交付業務

## 区役所健康福祉グループ現職員数

区	課	人数
北 区	健康福祉課	150人
東 区	健康福祉課	133人
中央区	健康福祉課	188人
江南区	健康福祉課	152人
秋葉区	健康福祉課	88人
南 区	健康福祉課	142人
西 区	健康福祉課	155人
西蒲区	健康福祉課	140人

## 業務選定表（区役所保護グループ）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

グループ	保護グループ	現職員数	別紙のとおり
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・所属職員の健康状態の確認・把握</li><li>・出勤率減少に伴う課内での人員調整</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・新規相談及び新規申請に関わる家庭訪問</li><li>・扶助費の支給（定例）</li><li>・医療券・介護券の発券</li><li>・要介護認定 更新</li><li>・被保護者からの緊急事態の対応。</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・窓口対応（電話で対応できないものに限る。）</li><li>・収入認定業務（大幅な変動のある場合に限る）</li><li>・扶助費の支給（追給，緊急，現物給付）</li><li>・庶務事務</li><li>・予算・決算業務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・家庭訪問（定例）予約済みのものは取消す。</li><li>・歳末慰問品の配布</li><li>・収入認定業務（変動幅が小さいもの）</li></ul>			

## 区役所保護グループ現職員数

区	課	人数
北 区	健康福祉課	9 人
東 区	保護課	26 人
中央区	保護課	31 人
江南区	健康福祉課	7 人
秋葉区	健康福祉課	4 人
南 区	健康福祉課	4 人
西 区	保護課	17 人
西蒲区	健康福祉課	4 人

## 業務選定表（区役所税務グループ）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

グループ	税務グループ	現職員数	155人 (内訳：別紙のとおり)
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により，新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出勤率減少に伴う課内での人員配置調整</li> <li>・ 所属職員の健康状態の確認・把握・報告</li> </ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市・県民税，固定資産税，都市計画税及び軽自動車税の調査・賦課業務で，期日が定められている業務。</li> <li>・ 市税に係る諸証明業務</li> <li>・ 市税等の収納業務</li> </ul>			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓口相談業務</li> <li>・ 庶務事務</li> <li>・ 予算・決算業務</li> </ul>			
<b>【休止業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当業務なし</li> </ul>			

## 区役所税務グループ現職員数

区	課	人 数
北 区	税務課	17 人
東 区	税務課	24 人
中央区	税務課	31 人
江南区	税務課	16 人
秋葉区	税務課	16 人
南 区	税務課	13 人
西 区	税務課	26 人
西蒲区	税務課	12 人
計		155 人

\* 非常勤嘱託, 臨時職員は含まず。

## 業務選定表（区役所産業振興グループ）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

グループ	産業振興グループ	現職員数	別紙のとおり
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所属職員の健康状態の確認・把握</li> <li>・ 出勤率減少に伴う人員調整</li> <li>・ 集客施設事業者に対する事業活動の自粛要請</li> <li>・ 各種団体等が開催するイベント等の自粛要請</li> <li>・ 市民への対応（電話対応、情報提供）</li> </ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商工業の融資制度に関する業務</li> <li>・ 中小企業信用保険法に規定する業務</li> <li>・ 農林水産業施設の維持管理に関する業務</li> <li>・ 農林水産業・商工業・土地改良関係の補助金・助成金に関する業務</li> <li>・ 農用地取得等に係る証明書発行等に関する業務</li> <li>・ 横越地区家畜診療事業に関する業務</li> <li>・ 地籍調査事業に関する照会等の業務</li> <li>・ 農業振興地域整備計画に関する業務</li> </ul>			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定農業者の認定・更新に関する業務</li> <li>・ 農業振興・商工業振興に係る相談・指導等に関する業務</li> <li>・ 農地・水・環境保全向上対策事業に関する活動組織への助言、指導等の業務</li> <li>・ 里山保全活用事業に関する業務</li> <li>・ 庶務事務</li> <li>・ 予算・決算業務</li> </ul>			
<b>【休止業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種イベント、研修関係業務</li> <li>・ 市が所有・管理運営する集客施設等（休館等） (別紙)</li> </ul>			

## 区役所産業振興グループ現職員数

区	課	人数
北 区	産業振興課	18 人
東 区	産業振興室	4 人
中央区	産業振興室	5 人
江南区	産業振興課	14 人
秋葉区	産業振興課	19 人
南 区	産業振興課	24 人
西 区	農政商工課	12 人
西蒲区	産業観光課	29 人

## 休止業務の内

### ○市が所有する集客施設等(休館等)

#### ▪ 江南区

大江山農村改善センター  
横越農村環境改善センター  
木津地域研修センター  
横越地区勤労者総合福祉センター

#### ▪ 秋葉区

新津地区グリーンセンター  
新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーン  
観光物産館  
新潟市新保地域研修センター  
新潟市鎌倉地域研修センター

#### ▪ 南区

しろね大風と歴史の館  
月潟農村環境改善センター  
白根地区勤労者福祉センター  
味方地区千日運動施設  
白根産業厚生会館

#### ▪ 西蒲区

新潟市岩室農村環境改善センター  
新潟市潟東農村環境改善センター  
新潟市巻農村環境改善センター  
農村集落多目的共同利用施設  
新潟市ほたるの里交流館  
新潟市岩室観光施設  
角田山自然館  
露店市場

## 業務選定表（区役所建設グループ）

業務継続計画作成の想定条件

① 型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

② 流行期間は約2カ月間を想定

グループ	建設グループ	現職員数	別紙のとおり
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所属職員の健康状態の確認・把握</li> <li>・ 出勤率減少に伴う課内での人員調整</li> </ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国縣市道に係る道路、橋りょう、隧道、交通安全施設の維持修繕に関する業務（街路樹を含む）</li> <li>・ 除雪に関する業務</li> <li>・ 公共土木施設災害復旧に関する業務</li> <li>・ 応急排水施設の維持修繕に関する業務</li> <li>・ 道路管理瑕疵及び損傷事故の処理に関する事務</li> </ul>			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路占用許可、法定外公共物使用許可等の許可に関する事務</li> <li>・ 生垣設置奨励助成、私道の助成等各種補助金に関する事務</li> <li>・ 放置自転車の撤去・保管等に関する業務</li> <li>・ 公園及び緑地の維持管理に関する業務（樹木も含む）</li> <li>・ 都市計画施設等の区域内における建築行為に関する業務</li> <li>・ 屋外広告物に関する業務</li> <li>・ 景観に関する業務</li> <li>・ 庶務事務</li> <li>・ 予算・決算業務</li> </ul>			
<b>【休止業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路、橋りょう、隧道、交通安全施設等の新設工事、改良工事等の調査、計画、設計及び施工に関する業務</li> <li>・ 公園及び緑化事業並びに水辺等を活用した緑地整備に係る調査、計画、工事の設計及び施工に関する業務</li> <li>・ 公共土木施設に係る要望・陳情に関する業務</li> <li>・ 地区計画、都市計画道路等の素案作成に関する業務</li> <li>・ 河川の事業調整や都市計画の調整等に関する業務</li> </ul>			

## 区役所建設グループ現職員数

区	課	人数
北 区	建設課	32 人
東 区	建設課	26 人
中央区	建設課	32 人
江南区	建設課	23 人
秋葉区	建設課	30 人
南 区	建設課	25 人
西 区	建設課	28 人
西蒲区	建設課	21 人

## 業務選定表（区役所下水道グループ）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

グループ	下水道グループ	現職員数	別紙のとおり
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザに関する情報収集</li> <li>・ 所属職員の健康状態の確認・把握</li> <li>・ 所属職員に対する感染防止対策等の意識啓発</li> <li>・ 出勤率減少に伴う課内での人員調整・要員確保（人員体制の見直し）</li> <li>・ 工事・修繕・委託請負業者の業務体制の確認・把握</li> <li>・ マスク・消毒薬など感染予防具の配備 ・ 職場の消毒</li> </ul>			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道使用料の賦課・徴収に関する業務</li> <li>・ 防水板設置助成に関する業務</li> <li>・ 処理場、ポンプ場、排水機場の運転管理に関する業務</li> <li>・ マンホールポンプ・中継ポンプ場の運転管理に関する業務</li> <li>・ 下水道施設（管渠・ポンプ施設）の維持管理と修繕業務（管渠の詰まり等）</li> <li>・ 降雨による被害発生防止業務，被害状況確認，被害解消のための対応</li> </ul>			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受益者負担金，分担金の賦課・徴収に関する業務</li> <li>・ 応急排水事業の調査，設計，施行及び維持補修に関する業務（現在工事中のもの）</li> <li>・ 下水道の管渠に係る工事の設計及び施行に関する業務（現在工事中のもの）</li> <li>・ 雨水排除改善，都市下水路及び雨水排水緊急対策事業の管渠に係る工事の設計及び施行に関する業務（現在工事中のもの）</li> <li>・ 工事の施行に係る損失補償に関する業務</li> <li>・ 下水道終末処理場，ポンプ場等の設計及び工事の施行に関する業務（現在工事中のもの）</li> <li>・ 私道公共下水道の設置申請に関する業務</li> <li>・ 下水道用地の占用許可及び下水道管理者以外の者の行う工事の承認に関する業務</li> <li>・ 下水道の水質規制に関する業務</li> <li>・ 下水処理施設の水質に関する業務</li> <li>・ 下水道の取付管の工事の調査，設計及び施工に関する業務（公共ますの設置）</li> <li>・ 排水設備の竣工検査に関する業務</li> <li>・ 庶務事務</li> <li>・ 予算・決算業務</li> </ul>			

**【休止業務】**

新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務

- ・ 雨水流出抑制施設設置助成に関する業務
- ・ 水洗化の普及促進の戸別訪問に関する業務
- ・ 施設見学会等に関する業務
- ・ 下水道の管渠に係る工事の設計及び施行に関する業務（新規のもの）
- ・ 工事に関する地元説明会
- ・ 下水道終末処理場，ポンプ場等の設計及び工事の施行に関する業務（新規のもの）
- ・ 応急排水事業の調査，設計，施行及び維持補修に関する業務（新規のもの）
- ・ 雨水排除改善，都市下水路及び雨水排水緊急対策事業の管渠に係る工事の設計及び施行に関する業務（新規のもの）
- ・ 下水道台帳に関する業務
- ・ 排水設備工事助成に関する業務  
(水洗便所改造助成金，排水設備設置特別助成金，私道等排水設備費助成金)

## 区役所下水道グループ現職員数

区	課	人数
北 区	下水道課	16 人
秋葉区	下水道課	18 人
南 区	下水道課	14 人

## 業務選定表（区役所総務グループ）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

グループ	総務グループ	現職員数	別表のとおり
<b>【新たに発生する業務】</b>			
新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
感染症対策本部事務 業務継続のための体制整備(区内での応援体制の検討) 職員及び家族等への注意喚起, 感染防止対策及び健康状態の把握 職員用のマスク・うがい薬等の確保・配付 アルコール消毒薬の設置 庁舎内の廊下等の消毒 感染防止等啓発ポスターの掲示や文書の設置			
<b>【継続業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
災害対策, 危機管理対策の調整業務 水害等への対応業務 消防団と消防局又は消防署との連絡 宿日直 窓口収納業務(該当区に限る) 区情報セキュリティポリシーの運用 区役所内の郵便集配業務 区役所と市役所との使送 各種選挙に関する業務 告示・公告等の文書の掲示 新潟県交通災害共済関係業務			
<b>【縮小業務】</b>			
新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
漂着物の処理 区役所(出張所)庁舎の維持管理 夜間・休日受付 申請書経由事務 届出経由事務 物品契約事務(入札、見積り合せ、契約) 工事契約事務(入札公告、開札、契約) 工事材料の購入 請負工事等審査委員会 区主管課としての照会・回答の集約			

公印の管理

臨時非常勤職員等の人件費・社保等手続き

給与・諸手当の取りまとめに関する事務

会議室の使用管理

公用車の管理業務

予算・決算業務

**【休止業務】**

新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務

自主防災組織育成事業及び防災意識の普及・啓発

防犯意識の普及・啓発及び各種防犯活動

交通安全教室の開催及び交通安全対策活動

交通安全関係団体の指導及び育成

違法駐車防止対策

財産管理事務

不用物品の管理

区役所内の人事

区独自集合研修の開催

各種人事・福利厚生手続きの指導業務及び補助

労働安全衛生法にかかる委員会の設置運営

公共情報端末の保守管理

## 区役所総務グループ現職員数

区	課	人数
北 区	総務課	14 人
東 区	総務課	14 人
中央区	総務課	13 人
江南区	総務課	13 人
秋葉区	総務課	13 人
南 区	総務課	15 人
西 区	総務課	14 人
西蒲区	総務課	15 人

## 業務選定表（会計課）

業務継続計画作成の想定条件

①新型インフルエンザ流行により出勤率は60%に減少

②流行期間は約2カ月間を想定

課名	会計課	現職員数	20人
<b>【新たに発生する業務】</b> 新型インフルエンザ発生により、新たに発生する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・出勤率減少に伴う課内での人員調整</li><li>・所属職員の健康状態の確認・把握</li><li>・指定金融機関等における公金業務遂行の可否の確認</li></ul>			
<b>【継続業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中においても継続しなければならない業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・債権者への支払のための審査業務</li><li>・債権者への支払業務</li><li>・指定・指定代理及び収納代理金融機関に納入された公金の受入れ（経理）業務</li><li>・収入・支払計画業務</li><li>・例月出納検査業務</li><li>・決算業務</li></ul>			
<b>【縮小業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において実施内容を縮小する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・資金運用業務</li><li>・債権者登録業務</li><li>・庶務事務</li></ul>			
<b>【休止業務】</b> 新型インフルエンザ流行期間中において原則として休止・中断する業務			
<ul style="list-style-type: none"><li>・指定・指定代理及び収納代理金融機関検査業務</li><li>・研修・会計検査業務</li></ul>			